

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会資料
第2回利用部会 平成19年8月3日

「河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全」 の評価について

番号	施策	
施策 - 7	河川の空間利用に関する計画(河川環境管理計画)	
施策 - 8	地域と一体となった空間整備(ふるさとの川整備事業からかわまちづくりへ)	
施策 - 9	河川環境に配慮した占用許可	
施策 - 10	水面利用の 推進・適正化	利用者間の調整(船舶通行方法の指定)
		不法係留船対策
		舟運
施策 - 11	大臣特認制度を活用した河川における文化財保全の取組み	
参考 - 6	水源地域の利用・活性化(ダム水源地域ビジョン等)	
	小分類「河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全」の評価の視点	
	小分類「河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全」の評価	

1. 評価対象・評価項目

評価対象

・直轄河川における河川空間利用に関する計画

評価項目

評価対象項目	評価手法
実施状況	昭和56年12月「河川環境管理のあり方について」の答申をうけて作成された河川環境管理計画に基づき、環境管理(空間管理)状況を整理する。
効果	上記を踏まえた効果
実施手法・手続き等	全国の河川事務所に対して行った河川環境管理で抱えている課題についてアンケート調査より見えてきた課題を整理する。
	河川環境管理基本計画の利用実態調査から見えてくる課題を整理する。

河川環境管理基本計画とは

河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため、その基本的事項を定めた基本計画で、河川空間の管理に関する記載項目は以下の通り

河川空間の適正な保全と利用に関する基本構想

河川空間の整備のための事業実施に関する計画

河川工事及び許可工作物設置に当たって河川空間の管理上配慮すべき事項

都市計画等周辺地域における関連する各種施策との調整に関する方針

河川空間に関して以下が計画として定められている。

1) 空間配置計画(ゾーニング)

2) 施設整備計画(拠点地区整備計画、水辺のネットワーク)

2. 評価

(1) 実施状況

【経緯】 1) 昭和56年12月 河川審議会答申「河川環境管理のあり方について」

- ・都市化の進展によって流域内オープンスペースの減少
 - ・河川空間に対する地域住民の要望の多様化、競合する要望
- } ⇒ 適正な河川管理を図るための理念を明らかにする必要

2) 昭和58年6月 河川環境管理基本計画の策定を行う旨河川局長より通達

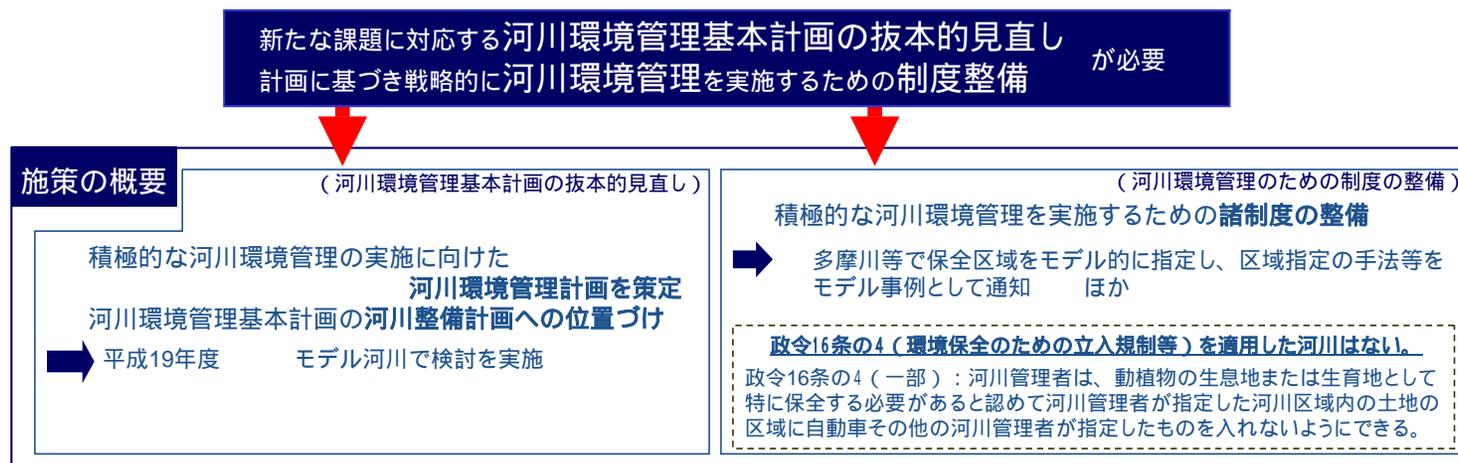
3) 平成18年7月 「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(提言)」

- ・河川環境管理基本計画をより充実したものに見直す **自然環境の保全等、より積極的な河川環境管理の実施へ**
- 「的確な河川管理の継続的实施」、「広範、多岐にわたる維持管理と必要な水準、具体的な仕組みづくり」
- 「社会的ニーズの変化、地域協働、きめ細かな維持管理の実施」

【実施状況】

平成5年までに全ての直轄河川(109水系)で河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)の策定が行われた。

平成18年 「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(提言)」を踏まえ、新たな河川環境管理計画について検討中



(3)実施手法・手続き等

- 1) 全国の河川事務所に対して行った河川環境管理で抱えている課題についてアンケート調査を実施
 河川環境に関して様々な課題が生じており、これらの課題に対して策定済みの河川環境管理基本計画では対応できない状況にある。

生物の多様な生息・ 生育環境の確保	環境上保持すべき区域に対する立ち入り 生物の生息・生育環境への悪影響に対する懸念	
	冠水頻度の減少による河道内の樹林化 洪水による攪乱の低下に伴う川らしさの喪失の懸念	
	外来種・貴重種への対応 外来種の駆除、貴重種保全方法が不明確、維持管理方法が不明	
川と地域との関係	利用	堤外民地のゾーニング(白地) 堤外民地も河川景観の重要な一部であるが、その取り扱いには所有者との協議が必要
		高水敷 ホームレスへの対応 環境保全区域(立ち入り禁止区域)への居住、河川景観への懸念
		河川敷グラウンド等の新設要望と環境面からの保全要望の調整 河川管理者による保全と利用の要望調整
	水面	不法係留への対応 不法係留船等による景観の阻害、水質の悪化、ゴミ問題の発生
	危険・迷惑行為	ジェットスキー、ゴルフ練習等と他の河川利用との整合 河川の持つ癒しの機能の喪失や安全な河川利用の障害
	ゴミ	河川敷への廃棄物等の不法投棄 河川景観の悪化、河川空間の衛生上の問題、モラルの低下
景観	流下ゴミの問題 上流からの流下ゴミにより景観がそこなわれている地域	
	景観	河川風景の保全 沿川(河川区域外)との一体的保全が困難



貴重種の生息・生育空間を保持するための立ち入り規制



危険・迷惑行為への対応



外来種への対応



不法投棄、流下ゴミ対策



堤外民地の耕作放棄地に繁茂する河道内樹木への対策



不法係留対策

2) 河川環境管理基本計画の実態調査

調査概要

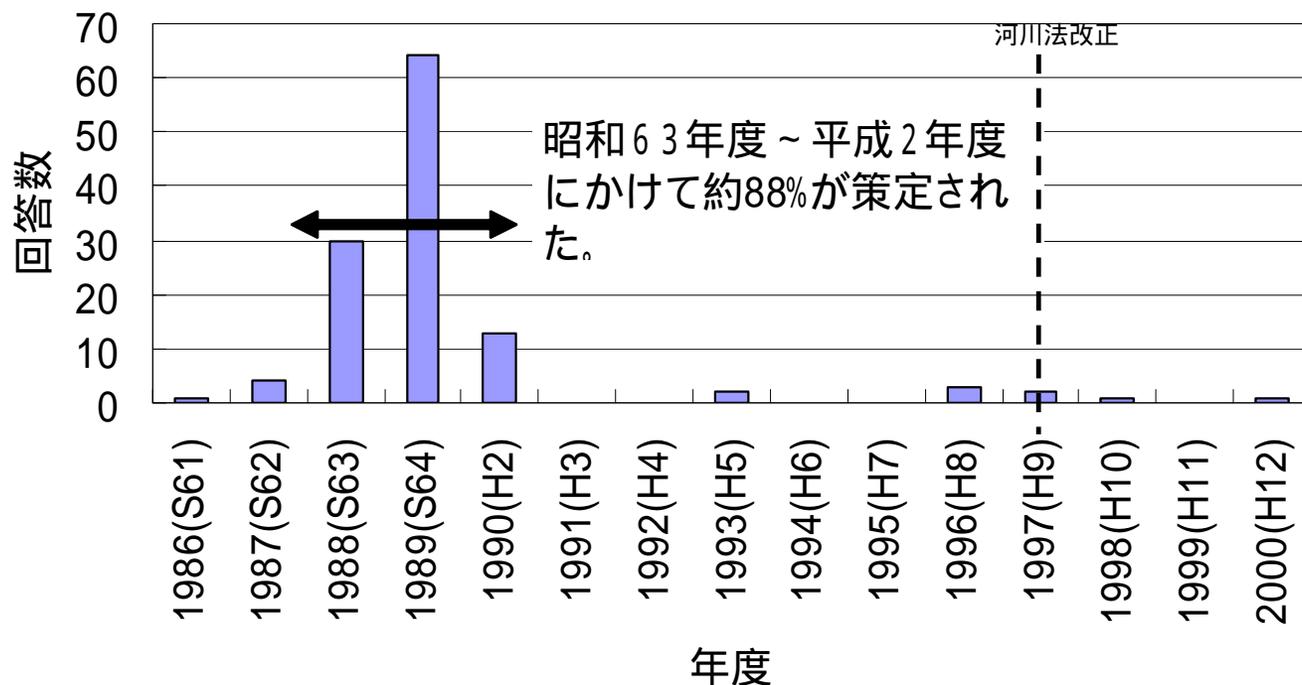
河川環境管理基本計画(空間管理計画)の利用状況について実態調査を実施した。(全回答数121)

調査結果

河川環境管理基本計画策定、又は策定後改正を行った年度

昭和63年～平成2年度にかけてほとんど作成された。

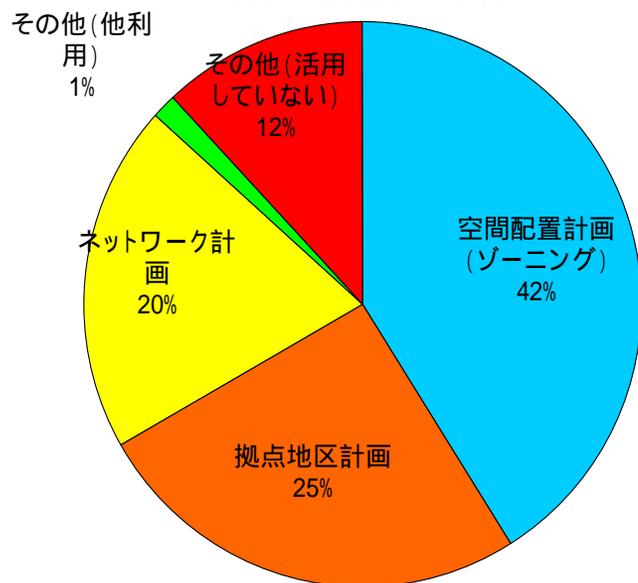
河川環境管理基本計画策定又は策定後改正年度



河川環境管理計画は策定以降20年近く経過

策定以降の、社会情勢、河川環境、河川の整備状況等の変化に対応した空間管理が必要である。

空間管理計画活用の有無



回答条件:「その他(活用していない)」以外は複数回答有り
 回答数:216
 母数:121 [全回答数]

空間管理計画活用の有無と利用方法

85%以上で何らかの形で利用している。利用方法としては空間配置計画(ゾーニング)の利用が最も多く、加えて拠点地区計画、ネットワーク計画である。

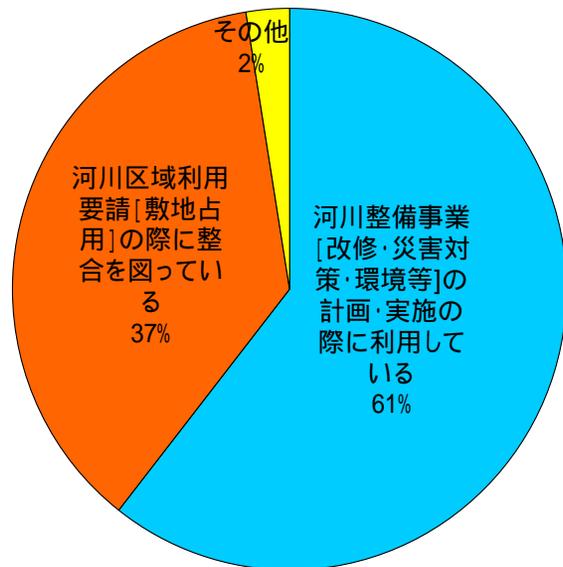
空間配置計画(ゾーニング)の活用方法

河川整備事業の計画・実施、利用要請(敷地占用)の整合の際に利用している。

空間管理計画を活用していない理由

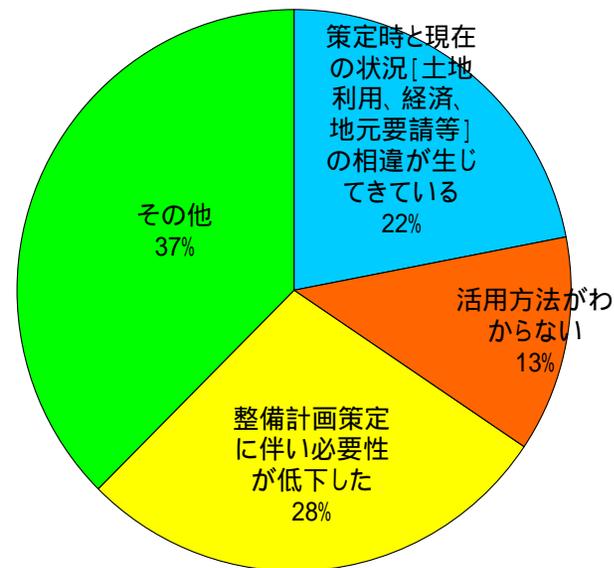
活用していない理由としては策定時と現況の空間(土地利用、経済、地元要請等)状況相違が生じてきていること、河川整備計画策定に伴う必要性の低下がそれぞれ20%~30%を占めている。

空間配置計画(ゾーニング)の活用方法



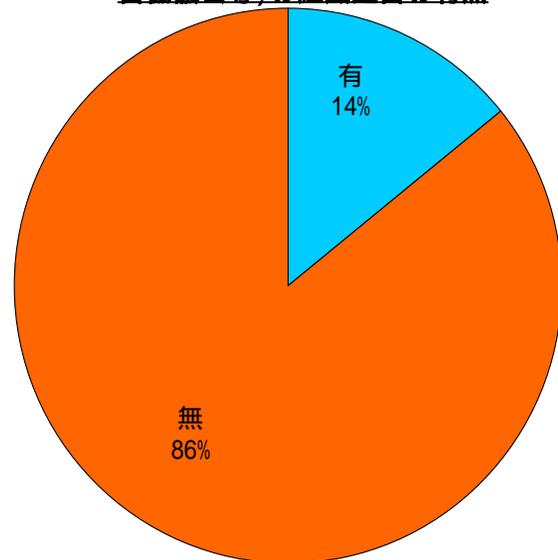
回答条件:複数回答有り
 回答数:124
 母数:89 [「空間配置計画で活用している」の合計]

空間管理計画を活用していない理由



回答条件:複数回答有り
 回答数:32
 母数:26 [「その他(活用していない)」の合計]

空間管理計画策定後における維持管理運営組織(運営協議会等)の組織運営の有無



回答条件: 複数回答無し
 回答数: 121
 母数: 121 [全回答数]

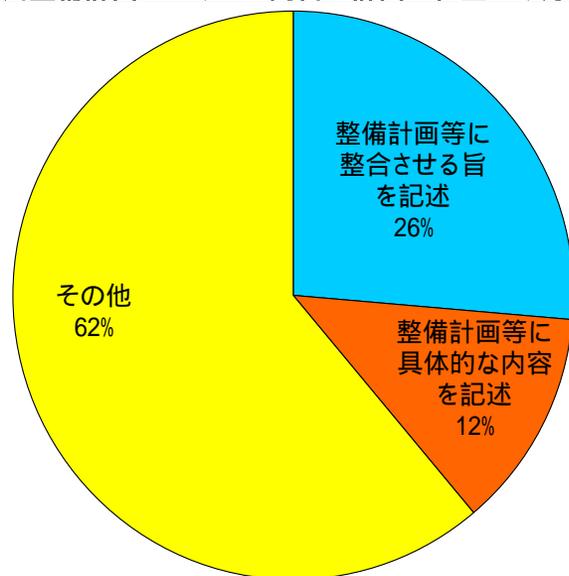
空間管理計画策定後の維持管理運営組織の運営

組織する記載はあるものの、実態としては組織運営されていない場合が多い。

河川整備計画における空間管理計画の位置づけ

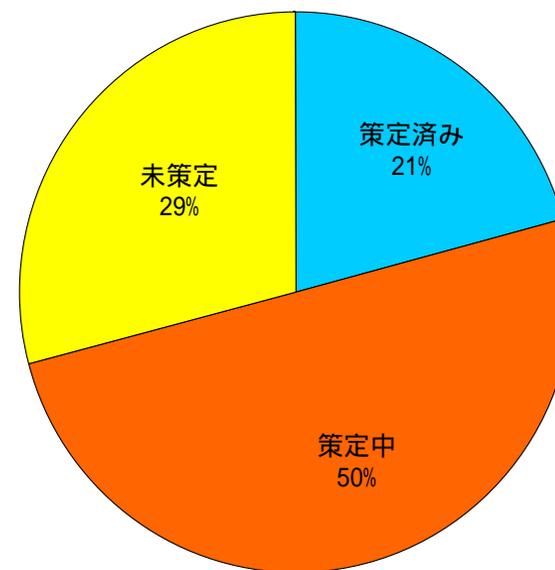
整合させる旨の記述が26%、具体的内容の反映が12%である。なお、河川整備計画の策定については、策定中が最も多く半数程度で、策定済みが21%である。

河川整備計画における空間管理計画の位置づけ方法



回答条件: 複数回答無し
 回答数: 121
 母数: 121 [全回答数]

(参考) 河川整備計画の策定状況



回答条件: 複数回答無し
 回答数: 96
 母数: 96 [九州、四国地整を除く]

(4)まとめ

成果	・許認可事務や河川整備における計画・実施においてゾーニングが利用されている。
	・ゾーニングに基づき、自然環境の保全が進められている。
課題	・自然環境をより積極的に保全していくための手続き、基準づくりの整備が必要。
	・河川利用形態の多様化に即した河川管理を進めるためには、空間管理計画の策定手続きの検討が必要。
	・整備の段階毎に河川の状況は変化するので、整備段階に応じた空間管理を進めることが必要。
	・自然環境を保全するに当たっての目標が明確ではない。
	・維持管理の実効性を上げるに当たっての、関係機関の組織体制がほとんど整備されていない。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

- ・ 直轄管理区間及び都道府県管理区間等における水辺空間整備事業。
 - * 水辺空間の整備に関わる事業のうち、ここでは、実施数が多く、過去にフォローアップ調査等を実施している「ふるさとの川整備事業」、「地域交流拠点水辺プラザ」、「桜つつみモデル事業」、「かわまちづくり」にて分析を行なった。

評価項目

評価項目	評価手法
実施状況	各事業の認定・登録状況及び事業の進捗状況を整理する。
効果	一定区間整備する「ふるさとの川整備事業」と拠点的水辺施設を整備する「水辺プラザ」の各フォローアップ調査などより、以下の内容を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの川整備事業: 目標の達成状況、地域での評判等 ・水辺プラザ: イベント等の利用状況
実施手法・手続き等	一定区間整備する「ふるさとの川整備事業」と拠点的水辺施設を整備する「水辺プラザ」の各フォローアップ調査より、以下の内容を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの川整備事業: 事業を進める上での課題、市民等との連携状況、他関係機関との連携状況 ・水辺プラザ: 他関係機関との連携状況

【水辺を活かした取り組み事例:水辺を活かしたまちなみ】

(1) 歴史的まちなみと川

- ・川は町並みの一部として重要な役割を果たしています。景観に配慮した河岸整備や水質浄化により、歴史的町並みとそこを流れる川とが一体化し、魅力ある風景を創り出します。
- ・小野川(千葉県香取市)では、川沿いに配置された植栽、柵等が、水運で栄えた江戸期の町並みに似合う空間創出の一助となり、そこに浮かべられる舟とともに、まちづくりのシンボルとなり、観光の目玉となっています。
- ・古くより伊勢参りの交通路や米や魚などの物資集散地として繁栄してきた三重県伊勢市河崎では、石段の残る商家や蔵が昔ながらの姿を今に残しており、勢田川と一体となって良好な空間を形成しています。



図8-1 小野川沿いの町並み

(2) 温泉地と川

- ・川沿いの温泉地では、周辺の町並みにとけ込む護岸や水辺でくつろげる場所などにより、川と温泉街を一体化して魅力的な空間が作り出されています。
- ・大正時代の木造旅館街の中央を流れる銀山川(山形県尾花沢市)の清流は、町並みに潤いを与えています。また川の石垣なども温泉街の景観を引き立てています。



図8-2 観光船と町並み(勢田川)

(3) フットパスと川

- ・川沿いの豊かな自然や地域の歴史・文化にまつわる魅力的な場所をつないだフットパスは、地域の個性・魅力を引き出しています。
- ・最上川(山形県長井市)では、美しい自然や川沿いの魅力的な場所は「フットパス」(連続した散策路)となっており、ルート沿いには案内標識、木道や飛石も設置され、歩く楽しさをより一層引き出しています。



図8-4 最上川



図8-3 銀山川

【水辺を活かした取り組み事例:水辺を中心とした人の集うにぎわいの場】

(1)河川敷を利用したにぎわい

- ・河川敷の広大な空間を利用して、地域が一体となった各種イベントが実施されており、河川敷は多くの人が集まるにぎわいの場となっています。
- ・西条祭りのクライマックスでは、多数の屋台が加茂川(愛媛県西条市)を渡る川入りが行われます。

(2)水面を利用したにぎわい

- ・階段護岸や緩傾斜護岸などレクリエーション利用に配慮した護岸により、多様なイベントが開催される親水空間が作りだされます。
- ・我が国最大の遊水地である渡良瀬遊水地(茨城県ほか)は、首都圏の水がめとしての役割とともに、親水レジャー空間として、花火大会、マラソン大会など多様なイベントが開催されています。

(3)都市の川のにぎわい

- ・都市の川では、階段護岸、ボードウォーク、遊歩道、水質浄化などにより、水辺にアクセスしやすくなり、にぎわいの場、憩いの場が創出されます。
- ・名古屋市を中心を流れる堀川は、下水道整備、導水などにより水質を回復することができました。川沿いのリバーウォークやオープンカフェの実施により、賑わい・憩いの場を提供しています。
- ・水の都大阪の象徴ともいふべき、道頓堀川(大阪市)の水辺の親水性の高い遊歩道は、潤いある新鮮な空間を創出し、新たな魅力をもつ集客拠点となっています。



図8-5 加茂川

図8-6 ウィンドサーフィンの様子
(渡良瀬遊水地)図8-8 水面に映るネオンを活かした夜間景観
(道頓堀川)図8-7
川沿いのリバーウォーク
(堀川)

【参考:ふるさとの川整備事業について】

ふるさとの川整備事業とは、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図るものである。河川管理者及び市町村長は対象河川の指定を受けた後、地域の創意・工夫を尊重し、地域との連携を図りつつ「ふるさとの川整備計画」を作成し、それに基づく重点的な整備により事業の完成を目指すものである。



図8-9 和泉川

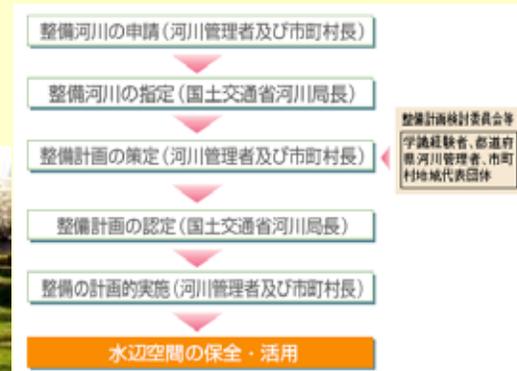


図8-10 ふるさとの川整備事業の流れ

【昭和62年度】

ふるさとの川モデル事業として制度創設

【平成6年度】

ふるさとの川整備事業として、各種モデル事業を統合

【参考:桜つつみモデル事業について】

桜つつみモデル事業とは、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境等との関連から河川の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る必要のある一定区間を認定し、堤防を強化するとともに桜等を植樹して、積極的に良好な水辺空間の形成を図るものである。河川管理者は堤防側帯の整備を、市町村長は桜、イチョウ、ケヤキ、ツツジ等の植樹や地域住民が水辺空間に親しむための施設の整備を行ない、併せて関連する諸施設の積極的実施を図ることにより、良好な水辺空間の形成の推進に努めるものである。



図8-11 桜木内川



図8-12 桜つつみモデル事業の流れ

【昭和63年度】制度創設

【参考:地域交流拠点水辺プラザについて】

水辺プラザとは、河川管理者が市町村等と連携して、川を基軸に歴史・文化や豊かな自然等を素材にした流域の人々の交流ネットワークを構築し、この交流ネットワークの核となる交流拠点として設置するものである。親水、自然の学習、休憩、交流・連携、地域のシンボル、流域・地域の情報発信等のマルチ機能を有し、個性豊かな地域づくりや地域の交流・連携に資するものである。



図8-13 番匠川

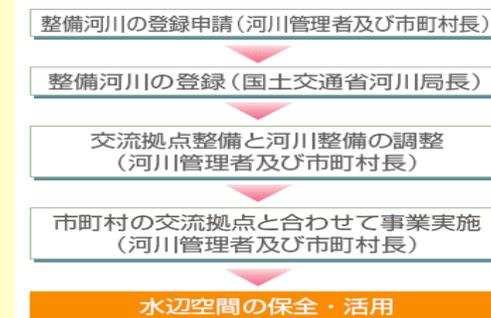


図8-14 水辺プラザの流れ

【平成8年度】制度創設

2. 評価

(1) 実施状況

1) 実施状況

- ・平成18年度末現在、「ふるさとの川整備事業」は186河川、「桜つつみモデル事業」は297箇所で認定されている。
- ・平成18年度末現在、「水辺プラザ」は125箇所、「かわまちづくり」は143河川が登録されている。

2) 事業の進捗状況

- ・河川管理者が実施する事業の進捗率は、それぞれ以下のとおりである。
 ふるさとの川整備事業 完了50%、実施中41%(平成18年度末)
 桜つつみモデル事業 完了92%、実施中5%(平成18年度末)
 水辺プラザ 完了60%、実施中30%(平成17年度末)
 かわまちづくり 実施中35%(平成18年度末)

表8-1 水辺空間整備の認定・登録状況

事業名	河川数
ふるさとの川整備事業	186河川認定
桜つつみモデル整備事業	297箇所認定
水辺プラザ	125箇所登録
かわまちづくり	143河川登録

(平成19年3月末現在)

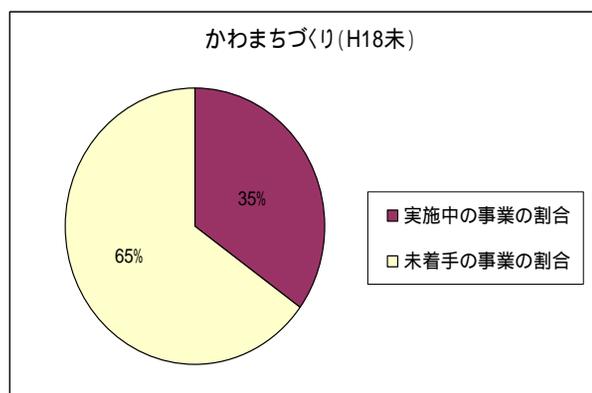
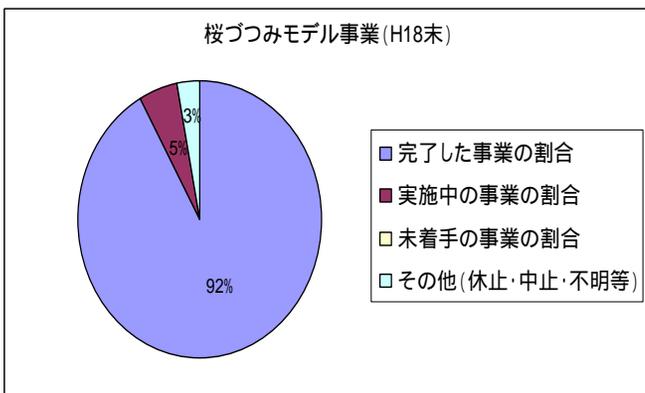
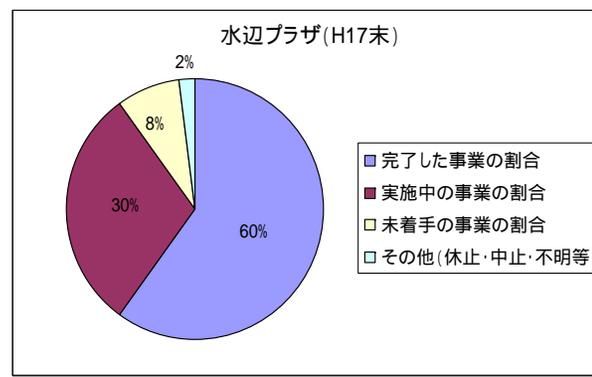
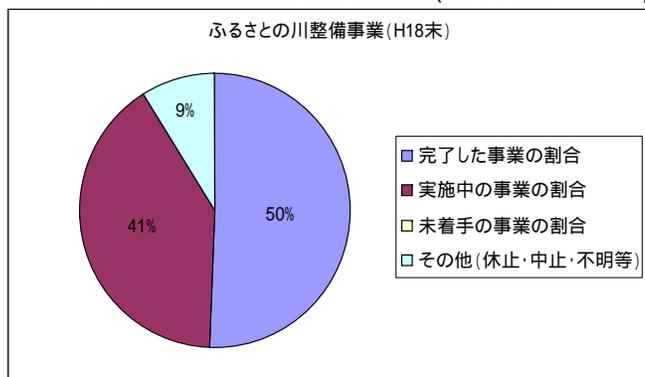


図8-15 各事業の進捗状況

(2) 効果

1) ふるさとの川整備事業

【平成13年度に実施したアンケート結果から】

- ・河川事業の目標の達成状況は、多くの河川管理者が事業認定当時の計画が達成できたと考えている(図8-16)。
- ・自治体から見た地域住民の評判は、「とても評判が良い」、「ある程度評判が良い」を合わせて約62%に達している(図8-17)。
- ・事業の区間では、「まつり・伝統行事」、「自然観察・環境学習」、「生き物の放流」、「川遊び」、「花火」、「スポーツ大会」等、多種多様な利用がなされている(図8-18)。

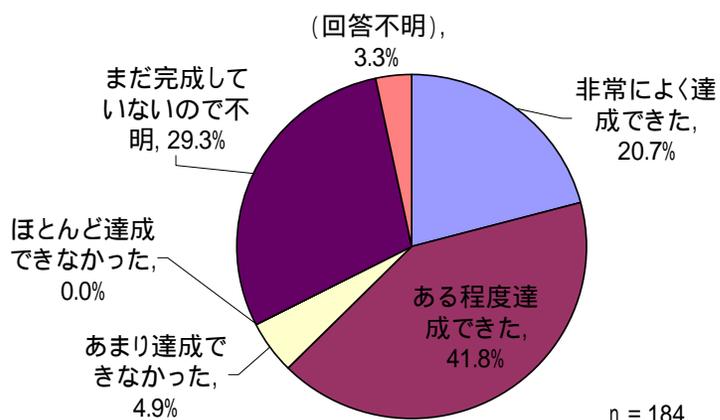


図8-16 事業の達成度

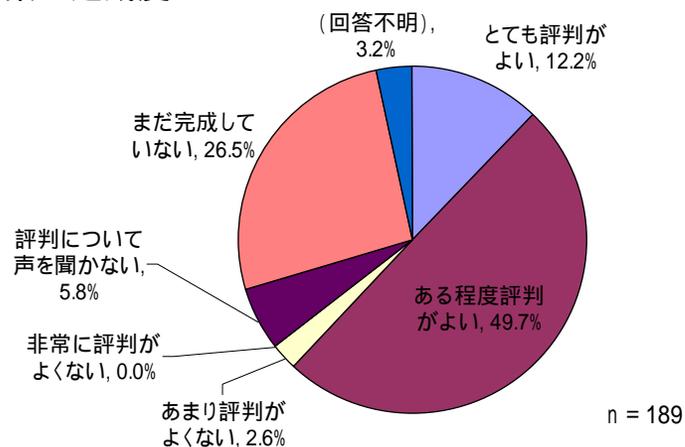


図8-17 事業の評判(地域住民)

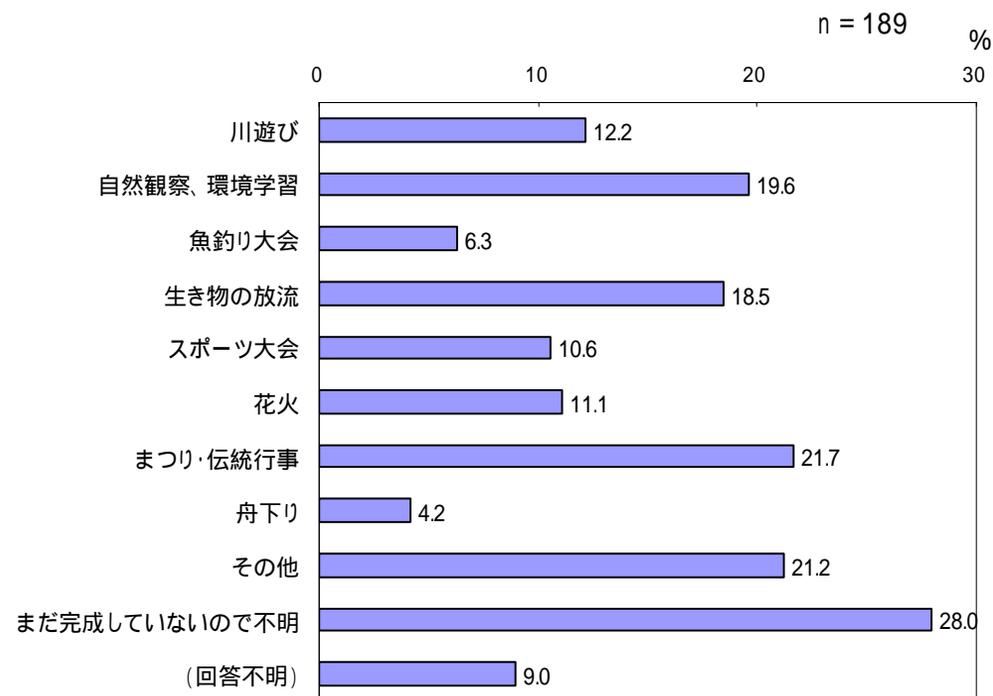


図8-18 イベント等の内容

・自治体から見た事業の効果は、「景観が良好になった」、「川に親しむ人が増えた」、「まちが魅力的になった」などの効果があったと評価されている(図8-19)。

・自治体から見た事業の効果として、良い川づくりに成功した経験は、他の河川整備にも波及するという傾向が認められた(図8-20)。

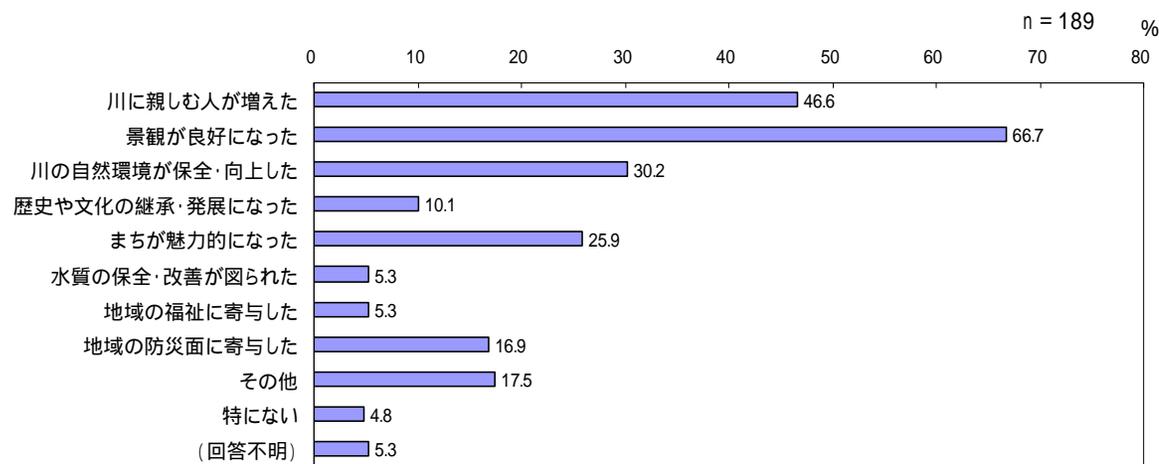


図8-19 事業の評価

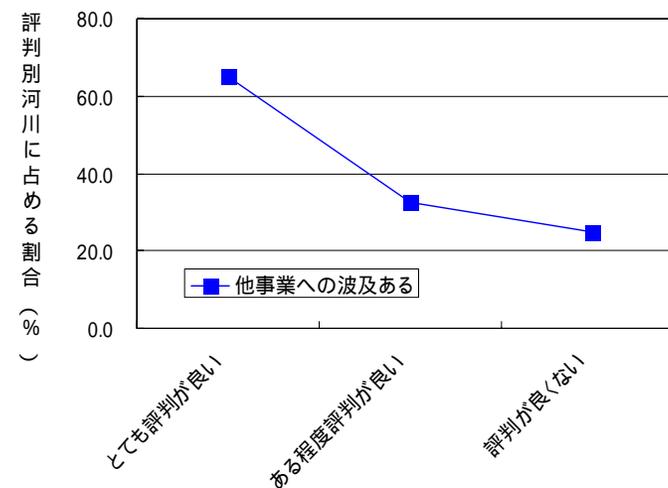


図8-20 事業の評判と波及効果

【代表事例:新町川(徳島市内河川網)】

整備目標:徳島アイデンティティ創出の場づくり

- ・徳島県徳島市中心地域を流れる新町川のふるさとの川整備事業は、助任川の整備と併せて市街地の活性化や修景の向上、観光資源として水辺の活用などを目指したものであった。
- ・本事業では、地域住民からの提案を受け、河川管理者・地元自治体が連携して、河川沿いのボードウォークも整備され、整備効果をより高めている。
- ・徳島市中心部を遊覧する「ひょうたん島遊覧船」は、年間約3万人が利用している。運行開始当初は、徳島市が有料で隔週末運行していたが、現在では「新町川を守る会」が無料で毎日5回運行している。
- ・「新町川を守る会」は、ふるさとの川整備計画認定と同時期に10名で結成され、現在では遊覧船の運行をはじめ各種イベントを開催する会員数約280名のNPO法人となっている。



図8-21 地元NPOによる遊覧船

出典:河川を活かしたまちづくり事例集、H18ヒアリング調査

【「ふるさとの川をつくり育てる」全国大会から】

大会の概要

「ふるさとの川整備事業」創設から15年が経過した平成13年、「ふるさとの川をつくり育てる」全国大会が開催され基調報告、パネルディスカッション、各地の取組みの紹介や情報の交流等を通じて、事業が果たした役割や、反省点等が議論された。

日時・場所：平成13年7月18・19日、山口県宇部市 参加者：1,000人超(行政関係者、コンサルタント、NPO、地元市民等)

事業が果たした役割

- 水辺空間の利活用が増え、川が地域の人々に身近な存在となった。
- 河川がまちの主演として戻り、まちと水辺の相乗効果により、うるおいと安らぎのある空間となった。
- 川づくりとまちづくりの横断的な取組みは行政間の連携を育んだ。
- 水辺を通じて様々な交流が生まれ、地域の活動が活発になるなど、コミュニティの形成に役立った。
- 環境問題への関心の高まりとともに、水辺の自然環境が保全・復元された。
- 川づくりに地域参加の扉を開く契機となった。

出典：ふるさとの川整備事業の軌跡とこれからの川づくり

本事業においては、各河川で創意工夫が行われたが、特に初期の段階においては、技術的、行政的な視点から、以下のような反省点があったことが指摘された。

- 河川や沿川のある特別な魅力だけに着目したデザインに偏重し過ぎた事例が見られた。
- 機能や魅力を河川空間に詰め込み過ぎた事例が見られた。
- 事例を安易に真似た事例が見られた。
- もっぱら公園的な整備内容が多く、自然環境や景観への配慮に欠けていた事例が見られた。
- 行政間、行政と住民間での調整不足が生じ、事業の進捗に影響を及ぼした事例が見られた。

【代表事例：茂漁川】

整備目標：素顔の水辺づくり

- ・北海道恵庭市を流れる茂漁川のふるさとの川整備事業は、平成2年度に認定を受け、9年度には事業が完了している。
- ・本事業では、多自然川づくり、親水整備、住民参加、維持管理等様々な試みが成功し、自然豊かな川として蘇った茂漁川はまちのイメージを著しく向上させた。
- ・整備のなかでは、住民との対話や河川技術者の研究の積み重ねにより、多くの工夫が行なわれた。コンクリート護岸を撤去し、捨石や覆土による緑の河岸が形成された。瀬・淵・中州等の多様な流れが再生され、旧河道を活かした河畔林や細流が保全・復元されるなど、豊かな自然が蘇り、川遊びや散策等を楽しむ人の姿が日常的に見られるようになった。

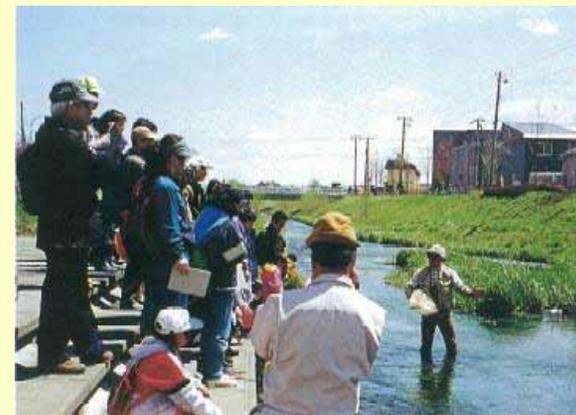


図8-22 茂漁川での環境学習

出典：ふるさとの川をつくり育てる

2) 水辺プラザ(平成18年度に実施したアンケート結果より)

・水辺プラザの利用については、全体の66.4%において「イベント」等が開催されているほか、「運動場や公園等としての日常的な利用」があった。このほかの利用としては、「清掃活動」、「ボート下り大会」、「船の運航」等であった(図8-23)。

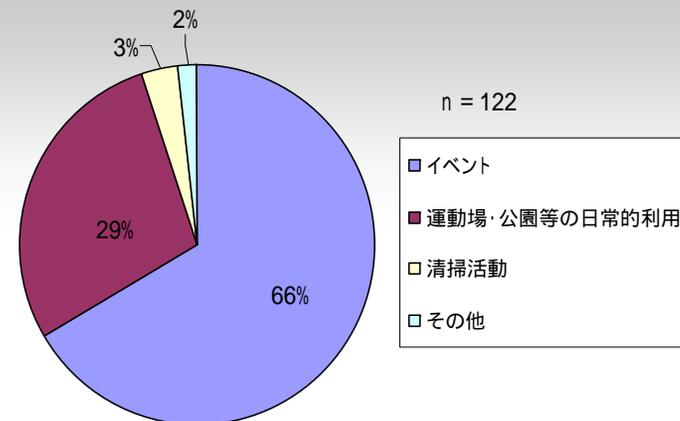


図8-23 水辺プラザの利用

【代表事例:小田地区水辺プラザ(番匠川)】

整備目標:町、道路、河川が一体となった、多くの人々に親しまれるエリアの創出

・大分県佐伯市の小田地区の水辺プラザは、平成7年度から16年度にかけて整備が実施された。

・本事業では、番匠川の良い景観や清流の保全・活用をとおして、子どもたちの情操教育、市民のいきいこの場の充実、世代間の交流、福祉への寄与等を目指したものであった。

・整備後の利用状況を見ると、水泳、水遊び、散策等の自然的利用が多く、高水敷に整備された河川公園の施設的使用もされている。また、隣接する道の駅「やよい」(番匠おさかな館)との連携も図られ、観光スポットとしても知られるようになってきている。

・事業再評価時のアンケート調査では、4割の人が事業後に訪問頻度が増えたと回答している。また、6割を超える人が、水辺整備の実施に対して「よかったと思う」と回答している。

・毎年11月に高水敷で開催されるコスモス鑑賞会「コスモス祭り」には、1万人の参加者がある。



図8-24 小田地区水辺プラザ(番匠川)



図8-25 カヌー遊び



図8-26 コスモス祭り

出典:事業再評価資料、H18フォローアップ調査

3) 最近の動き

- ・平成16年3月の「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」等の通達により、都市再生プロジェクト、地域再生計画等に係る地区内において、一定の要件に該当するものについて、民間によるオープンカフェの営業活動等の社会実験を実施している。
- ・現在までに、大阪市の道頓堀川、広島市の京橋川、元安川、旧太田川(本川)、名古屋市の堀川において特例措置が適用され、オープンカフェ、水辺のステージの設置等の取組みが行われ、多くの市民に親しまれている。

【代表事例:「水の都ひろしま」の社会実験(京橋川、元安川、旧太田川(本川))】

**整備目標: 水辺等における新たな都市の楽しみ方の創出、都市観光の主要な舞台づくり
及び「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり**

- ・太田川のデルタに立地する広島市では、平成16年3月に特例措置適用区域の指定を受け、社会実験に取り組んでいる。
- ・旧太田川や元安川では高水敷にステージを設置し、「水辺のコンサート」などのイベントを開催するとともに、ステージ周辺にカフェ等を設け、市民の憩いの空間を創出している。
- ・水辺のコンサートは、平成16年には延べ19日間にわたり開催され、来場者数は8,170名であった。17年は22日間開催され、来場者数は11,170名であった。
- ・京橋川では、平成16年7月から、隣接した民間事業者による民有地と地先河岸緑地とが一体となったオープンカフェを実施している。さらに、17年10月からは、出店者を公募・選定し、常設型店舗のオープンカフェも実施している。
- ・平成17・18年度におけるオープンカフェの利用者数の合計は、平成17年度が約5万人、18年度が約8万4千人となっている。



図8-27 旧太田川の水辺のステージ



図8-28 京橋川のオープンカフェ
出典:広島市HP

(3)実施手法・手続き等

1)事業を進める上での課題

- ・ふるさとの川整備事業に関するアンケート(平成13年度)によると、河川事業の進捗状況に対する評価は、「やや遅延」が最も多く、全般的に進捗に遅れが見られる(図8-29)。
- ・事業遅延の理由としては、「用地買収が難航」が最も多く、「予算に問題」、「計画が過大」、「地元住民の反対」、「行政間の調整不足」が続いている(図8-30)。

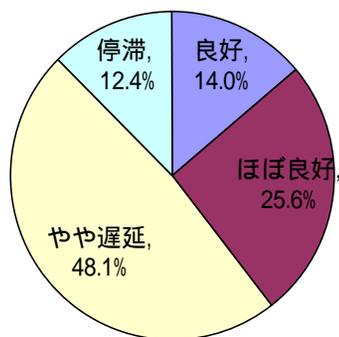


図8-29 河川事業の進捗状況

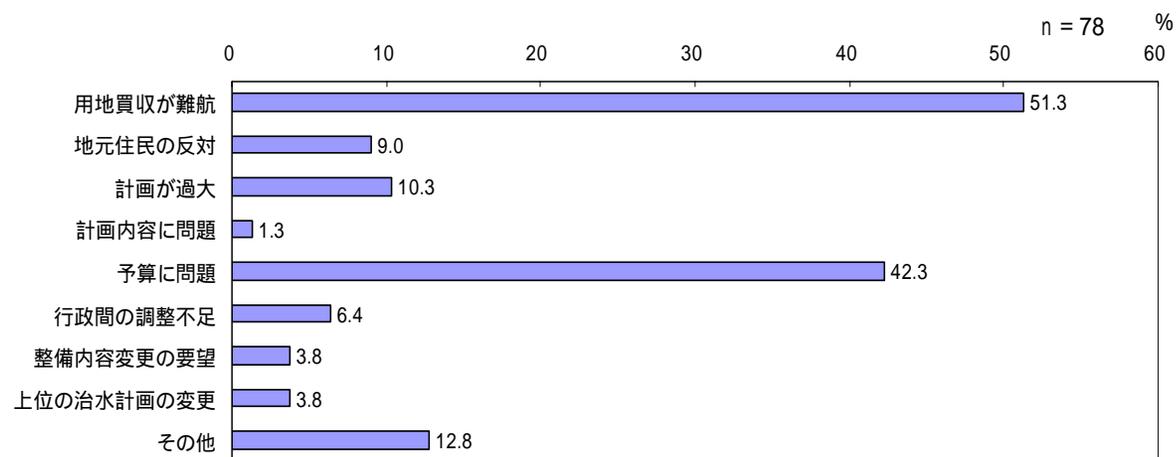


図8-30 河川事業の進捗が良好でない理由

- ・整備後の事業効果の計測や影響の検証などフォローアップは、ほとんど実施されていない(図8-31)。

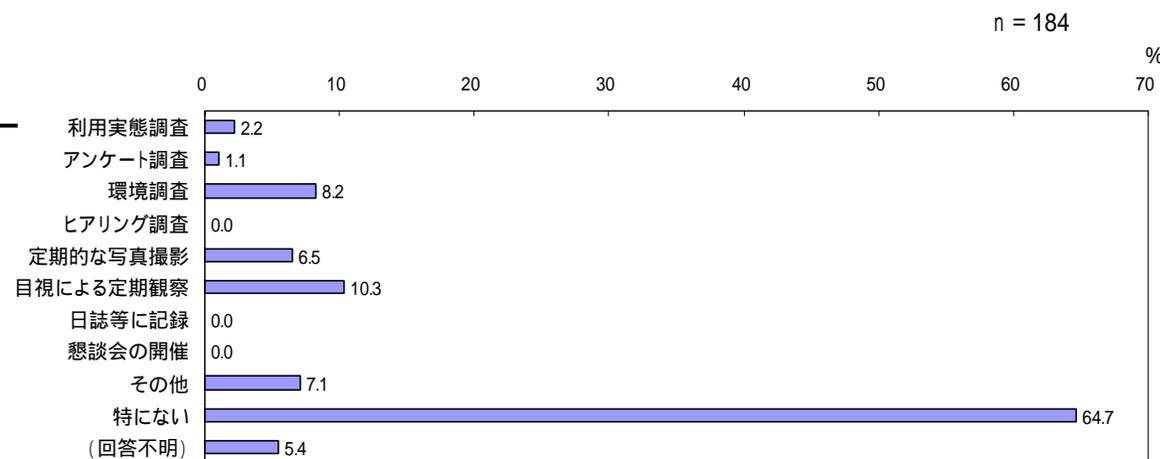


図8-31 追跡調査の実施状況

2) 市民等との連携状況

ふるさとの川整備事業に関するアンケート(平成13年度)によると、市民との連携状況として、以下の結果が得られている。

事業における住民参加

- ・計画策定段階において「住民代表の委員会への参加」、「住民説明会」、「地域住民へのアンケート」などの住民参加が行われており、同事業が住民参加の川づくりの普及にある程度寄与していることが伺える(図8-32)。
- ・一方で、「特にない」があったり、「ワークショップ」や「シンポジウム、フォーラムの開催」などのオープンな住民参加を導入した河川は少ない。
- ・計画策定時以外の住民参加としては、「構想段階」でやや参加が見られるが、「設計段階」、「施工段階」ではほとんど参加が見られない(図8-33)。
- ・計画に関わった市民の属性としては、「自治会、町内会」が圧倒的に多かった(図8-34)。

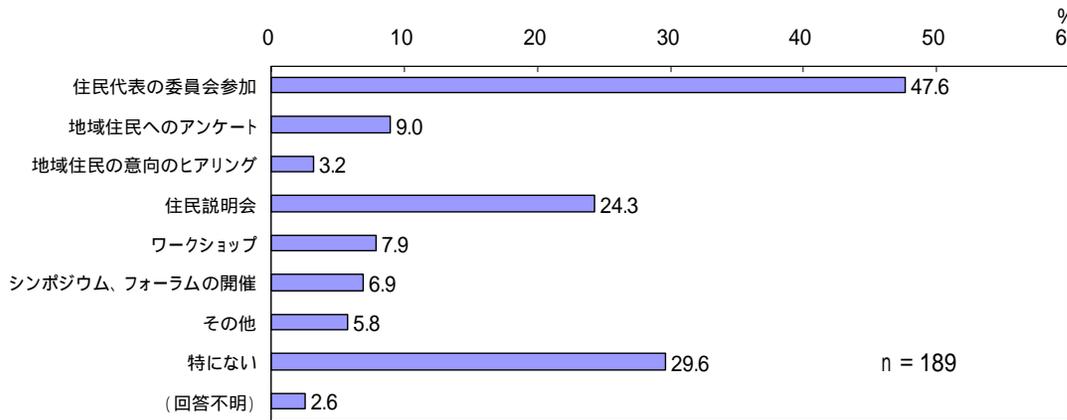


図8-32 計画への住民参加形態

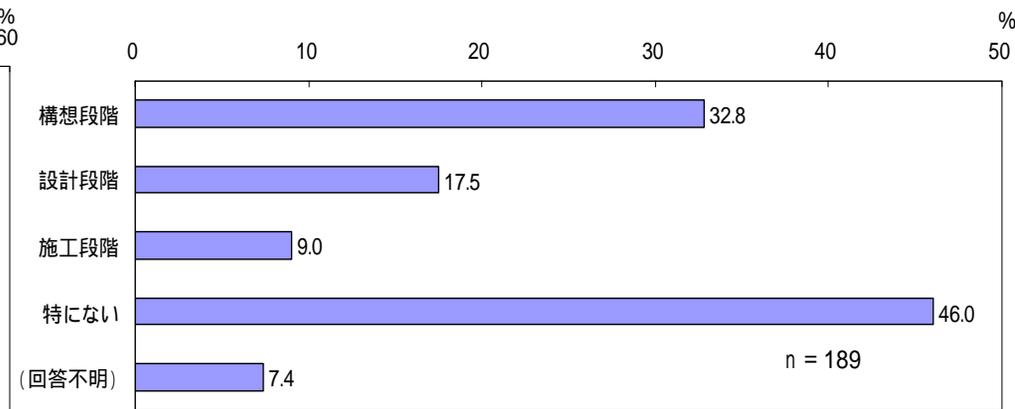


図8-33 住民参加を図った時点

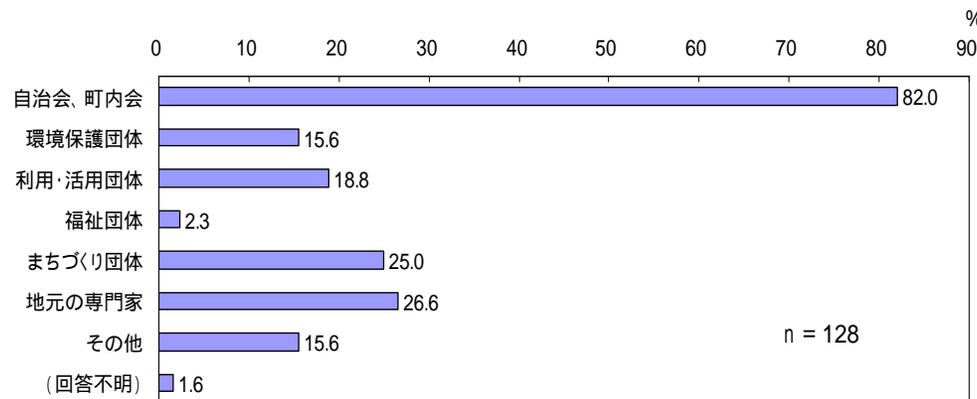


図8-34 計画に関わった住民の属性

維持・管理への住民参加

- ・日常的な維持・管理の主体となっているのは、「市区町村」や「河川管理者」が多く、住民の関与の割合は低い(図8-35)。
- ・住民参加の状況は、「ない」、「非常に少ない」、「あまり多くない」が多く、低い状況である(図8-36)。
- ・こうした住民の参加については、「ワークショップ」や「シンポジウム、フォーラムの開催」によるオープンな住民参加を導入している河川の方が「多い」という傾向がやや認められる。
- ・維持・管理に関わる住民については、「自治会、町内会」が最も多い(図8-37)。
- ・住民の役割分担の内容としては、「清掃・美化作業」が多く、次いで「草刈り」や「生き物の管理」となっている(図8-38)。

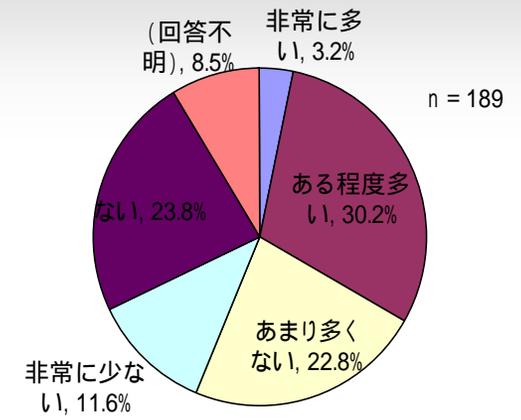


図8-36 維持管理への住民の参加状況

イベントの主催

- ・イベントの実施組織・団体としては、「市区町村」、「住民団体」、「地域住民」が多い(図8-39)。

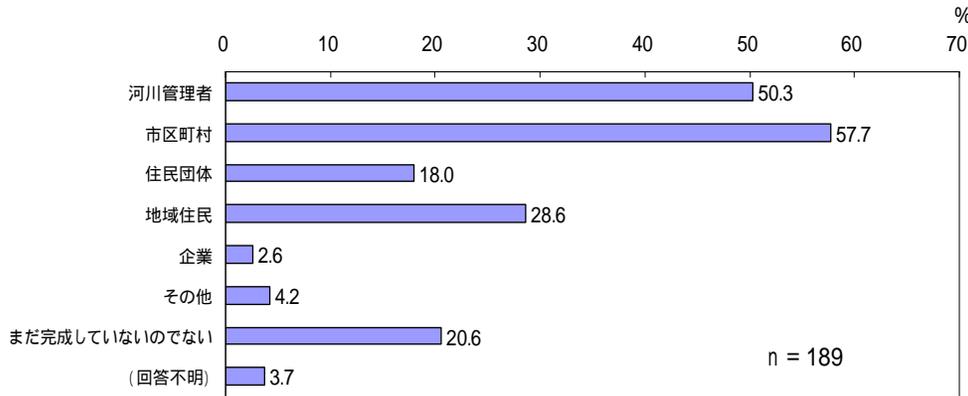


図8-35 維持管理の実施組織・団体

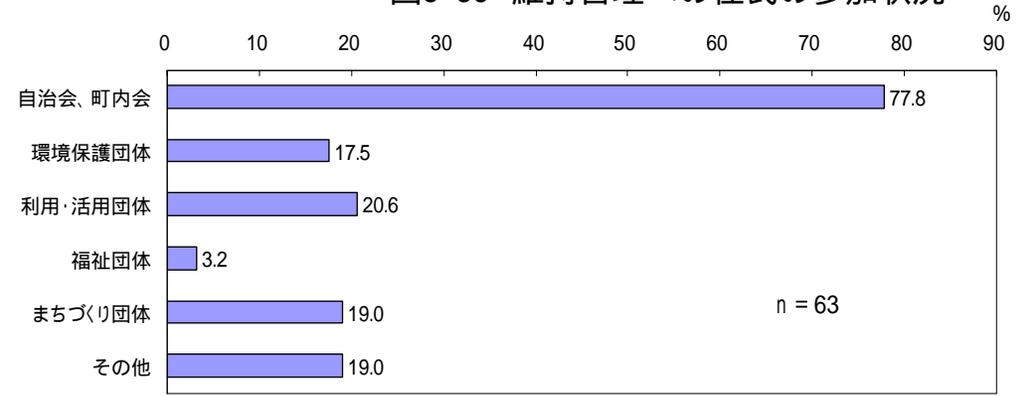


図8-37 維持・管理に住民参加が多い河川で、維持・管理に関わっている住民団体の形態

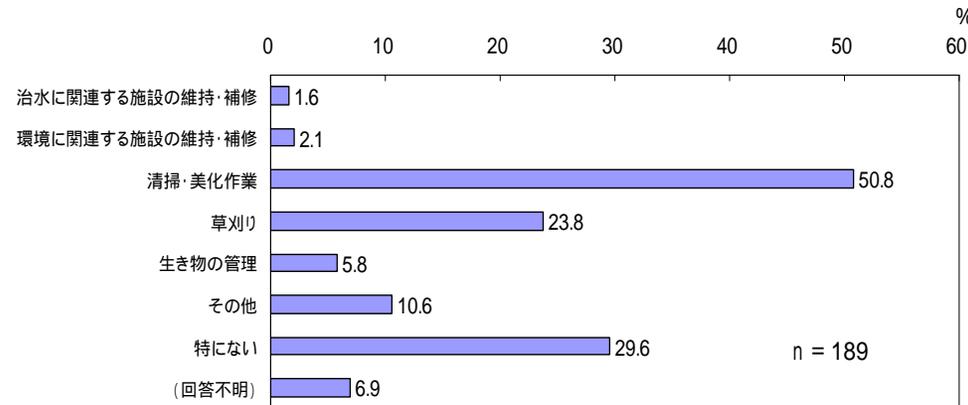


図8-38 住民団体・地域住民の役割分担

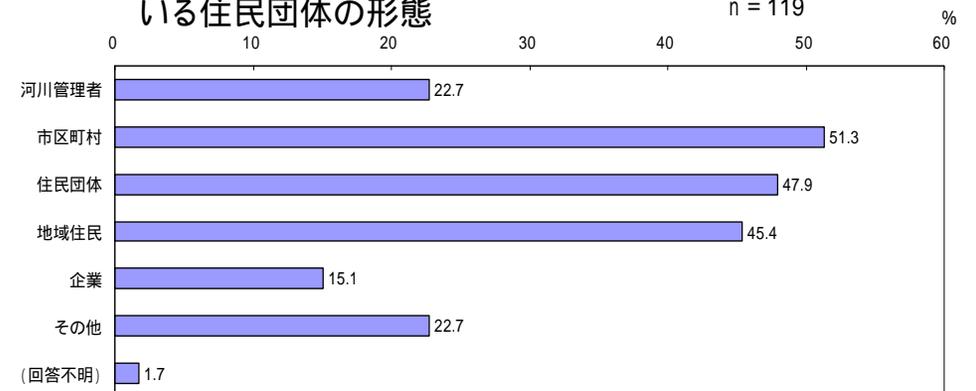


図8-39 イベントの実施組織・団体

3) 他関係機関との連携状況

- ・空間整備では、河川管理者が基盤を整備し、自治体等が一体的に利用するための施設を整備するものが多いが、河川事業が完了している一方で、自治体の事業が休止・中止等となっている事例が見られる。
- ・「水辺プラザ」のアンケート結果(平成18年度)によると、自治体における進捗の遅れの理由として一番多くあげられているのは「財政的事情」であり、その他、「市町村合併に伴う事業の優先順位の変更」、「関連事業との調整等」、「地域との合意形成」等であった。
- ・ふるさとの川整備事業に関するアンケート(平成13年度)によると、自治体における進捗の遅れの理由は、「予算に問題」と「用地買収が難航」が多く、「計画が過大」、「地元住民の反対」、「行政間の調整不足」の順となっている(図8-40)。

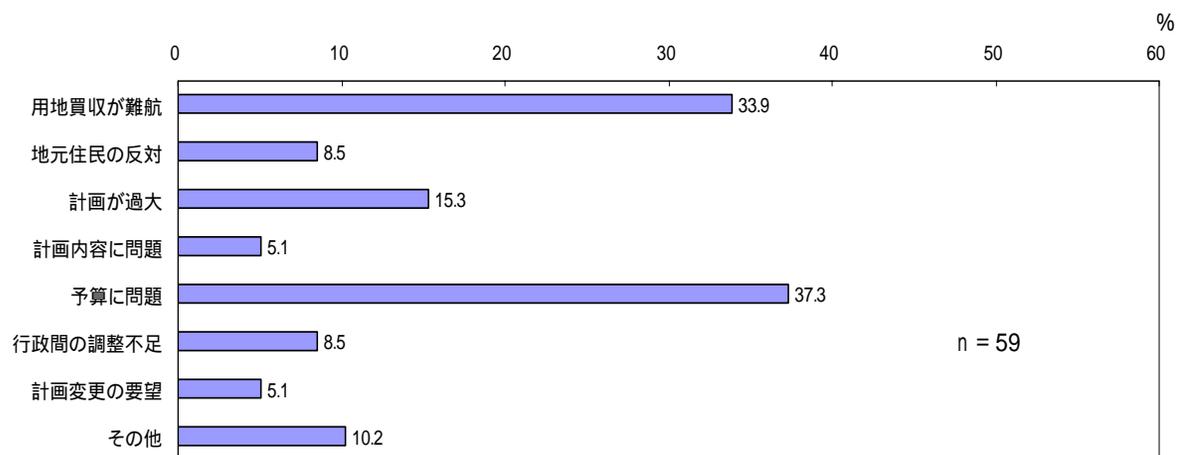


図8-40 関連事業の進捗が良好でない理由

(4)まとめ

成 果	・空間整備により、河川を中心に人が集まり、住民の自主的な活動が活発化するなど、地域活性化やまちづくりへの貢献が見られる。
	・地域と一体となった空間整備事業は、住民参加の先駆を成すものであり、地域住民や地元自治体と話し合いながら計画を策定するなどして進められてきた。
	・整備された空間は、「まつり・伝統行事」や「自然観察・環境学習」など多様な利活用形態で、地域活性化や地域コミュニティの形成などに役立っている。
	・オープンカフェなどの占用許可の社会実験により、川沿いのまちに賑わいが戻ってきた。
	・事業の実施をきっかけとして、自治体や地元住民が河川の日常的な管理を行うようになり、地域と協働の維持管理に貢献している事例も見られる。
	・事業の経験は、河川の現場の担当者をはじめとする関係者の空間整備に対する意識や能力を向上させた。
課 題	・地域のまちづくりとの連携を重視し、河川区域外も併せ、ソフト対策も含めた地域一体となった取組みを進めていく必要がある。
	・自治体等による河川整備(公園等)と河川管理者による河川整備(基盤)との連携・一体化をより一層図る必要がある。
	・地域と一体となった空間整備については、生態系、景観、歴史・文化等に配慮し総合的に進めていくため、関係者の調整や技術・ノウハウの向上に努める必要がある。
	・地域活性化のためには、地域の住民ニーズを十分に把握しつつ、住民とともに川の魅力を理解していくことが必要である。
	・河川や水辺は、観光等の地域活性化に資する要素を潜在的にもっていると考えられるが、まだ十分に活用できていない。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

- ・河川敷地占用許可における環境への配慮

評価項目

評価対象項目	評価手法
実施状況	河川敷地占用許可における環境への配慮 ・河川敷地の占用許可を行っている河川管理者による環境への配慮の状況を整理する
	都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置 ・広島、大阪、名古屋の各都市で行われている特例措置の実施状況を整理する
効果	上記を踏まえた効果
実施手法・手続き等	河川敷地占用許可準則の運用状況 ・自然的環境や景観への配慮を定めた河川敷地占用許可準則の運用状況を整理するとともに環境に配慮した占用許可の代表事例を整理する
	特例措置の実施状況 ・地域住民等との意見調整について整理するとともに課題を整理する

2. 評価

(1) 実施状況

1. 河川敷地占用許可における環境への配慮

河川環境に配慮した占用許可について

- ・河川は、公共用物であり、河川敷地の占用許可については、基準(河川敷地占用許可準則)に従って審査し許可している。
- ・河川敷地占用許可準則を平成11年8月5日に改正し、許可にあたっての基準として、河川環境に配慮しつつ、河川敷地の適正かつ多様な利用を推進することにより、国民の河川への親しみを醸成することとし、自然的環境を損なわないものとしていた改正前の旧準則に加え、これらと調和するものとするを許可基準に盛り込んだ。
- ・また、河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)の制定に伴い、景観法に基づく景観行政団体が景観計画に河川法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならないこととした。



< 景観及び環境との調整について >

河川敷地の占用は、河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとすることに留意するなど、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としている。

< 参考 >

河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日建設省河政発第67号事務次官通達)

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

占用許可と河川環境管理基本計画について

- ・河川敷地の占用は、河川環境管理基本計画に沿ったものでなければならず、同計画で保全すべきとされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用許可はしてはならない。

< 参考 >

河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日建設省河政発第67号事務次官通達)

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画に於いて保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

2. 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例(国土交通事務次官通達:平成16年3月)

都市再生プロジェクト、地域再生計画等に係る地区内において、現行の準則の治水上又は利水上の基準等に照らし妥当なものであり、

1. 地域合意、
 2. 公平性確保、
 3. 将来に渡る占用施設の適正な管理
- といった要件に該当するものについて、社会実験として実施するもの。

特例措置により、追加される占用施設等

1. 占用施設に、広場、イベント施設等の施設を追加
2. 占用主体に、一定の民間業者を追加
3. 広場、イベント施設に一体となす施設として設置された飲食店、売店、オープンカフェ等については、使用契約等を締結した民間事業による利用が可能

その他

1. 占有者が施設利用料等を得る場合、その収入を河川敷地の維持管理及び良好な水辺空間の保全創出を図るための費用に用いる。
2. 占用施設の許可期間は、3年以内とする。

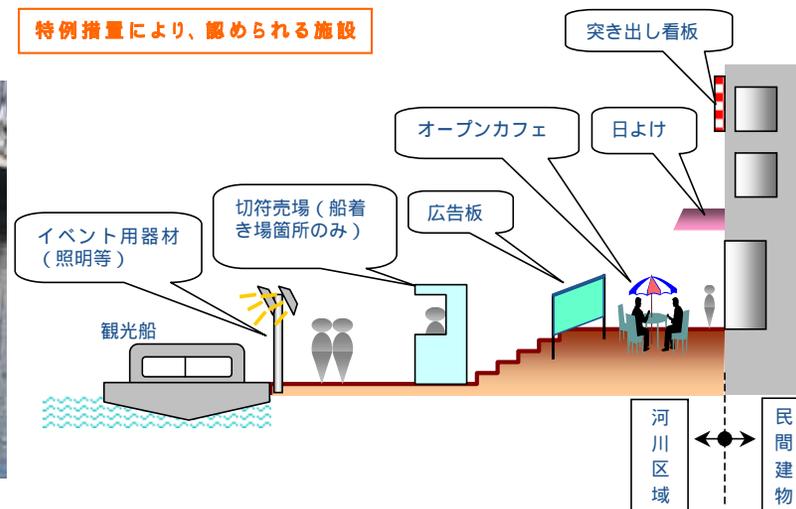
本措置は、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用した街づくりを進めるため、社会実験として行われている特例措置であるが、特例措置事務次官通達第四に、「**占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。**」と定められ、地元協議会とも調整し、河川環境への配慮が実施されている。

社会実験は、現在までに大阪市の道頓堀川、広島市の京橋川、元安川、旧太田川(本川)、名古屋市の堀川において、特例措置が適用され、オープンカフェ、水辺のステージの設置等の取組みが行われ、多くの市民の集まる賑わいの場として親しまれている。

オープンカフェの例
(広島市、名古屋市)



特例措置により、認められる施設



(2) 効果

- ・平成11年の河川敷地占用許可準則改正以降、河川の自然的環境や景観に配慮を行うことを目的として、河川敷地占用許可における環境への配慮は着実に進んでいる。
- ・河川敷地の占用許可準則の特例措置は、河川水辺の賑わい創出に貢献することが把握できた。

(3) 実施手法・手続き等

1) 河川敷地占用許可における環境への配慮

地方整備局、都道府県等の河川管理者に確認したところ、河川敷地の占用許可において、全ての河川管理者で、河川環境への配慮が実施されている。

一方、河川敷地占用許可準則の特例措置の結果を踏まえ、特例措置をより一般に適用すべく検討する必要がある。また、河川環境に配慮した占用許可では、具体的な手法や手続きについて検討する必要がある。

< 環境・景観に配慮した占用の例 >



- ・一級水系常呂川水系常呂川(北海道北見市内)
当局の基盤整備事業に伴い北見市役所で造成した公園内に設置された公衆トイレ。
外観が丸太風に作られており、近隣景観に配慮した形状、色となっている。
なお、出水時にはユニック車等で簡単に移動(撤去)できるように下部に車輪を取付けてある。



・新真砂橋(完成予想図)

ミクリ

- ・揖保川水系林田川(兵庫県揖保郡)
新真砂橋架橋にあたり、桁の色の検討・ピアースにスリットの模様を入れより自然に見えるように工夫した。また、条件護岸は環境ブロックを採用、ミクリ(植生)の移植及び復元を計画している。

< 環境・景観に配慮した占用の例 (その他) >

・発電所放水路点検用仮締切の許可にあたり、点検に伴い、水質の汚濁が危惧されたことから、リュウキュウアユの産卵期を避けた工期設定を求め、かつ汚濁防止対策を求めた。

(鹿児島県の例)



リュウキュウアユ



・河川区域に架空電線を設置するにあたり、申請箇所は日本一の芋煮会の会場や桜の木ライトアップなどが行われる場所であったことから、景観に配慮して不許可とした。(山形県の例)

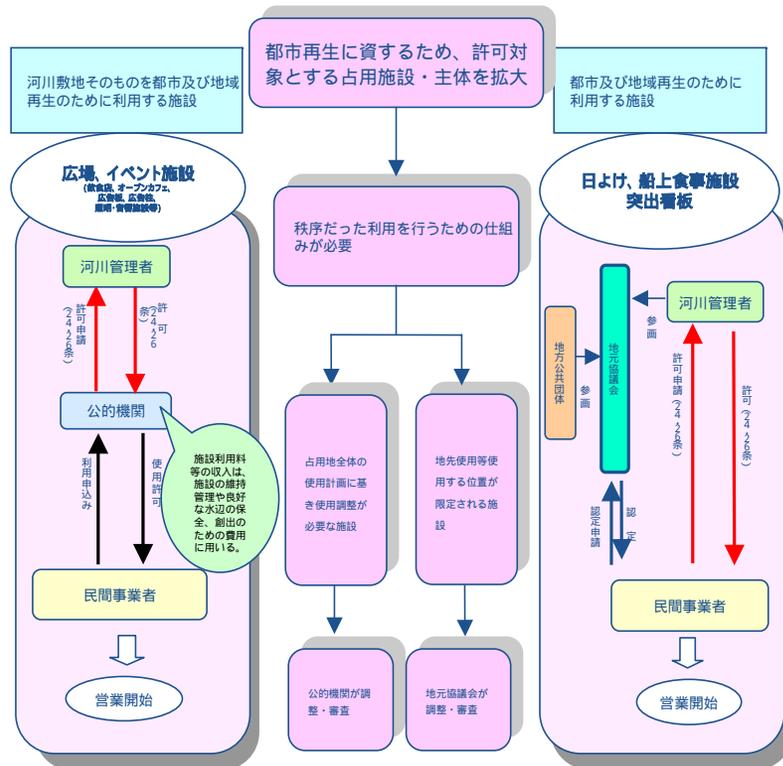
・河川敷に野球練習場の設置許可を行うにあたり、当初の占用許可申請場所には希少植物(カワラケツメイ、カワラハハコ)が生息していたため、許可の対象となる行為の場所の変更を行った。(愛媛県の例)



カワラケツメイ

カワラハハコ

2) 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置



地元協議会とも調整し、河川の景観等への配慮が実施されている。なお、施設利用料等の収入は、施設の維持管理や良好な水辺の保全、創出のための費用に用いられることとなっている。

(4)まとめ

成 果	・河川法改正を受け、河川の自然環境に配慮を行うようになっており、特に平成11年の河川敷地占用許可準則改正以降、河川敷地占用許可における環境への配慮は着実に進んでいる。
	・河川環境管理基本計画に沿って、環境に配慮した占用許可がなされている。
	・河川敷地の占用許可準則の特例措置は、河川水辺の賑わい創出に貢献することが把握できた。
課 題	・河川環境に配慮した占用許可にあたって、具体的な手法や手続きについて検討する必要がある。
	・河川敷地占用許可準則の特例措置の結果を踏まえ、特例措置をより一般に適用すべく検討する必要がある。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

一級河川、二級河川及び準用河川のうち、船舶の通航が見られる水域

評価項目

評価対象項目	評価手法
実施状況	準則が通達されて以降の通航方法の指定の進捗状況について整理する
効果	船舶の通航方法を指定して得られる効果
実施手法・手続き等	全国の船舶の通航が見られる水域について以下の点を整理する ・通航方法を指定した水域の実施状況 ・通航方法の指定が遅れている理由 ・通航方法を指定する必要がないと判断した理由

< 参考 >

河川舟運は、環境負荷・エネルギー消費の軽減、交通渋滞の緩和、災害時の緊急輸送路の確保及び河川の生活空間としての利用等の観点から、その役割が見直され、近年、大都市の河川を中心に全国で活発化し始めた。しかし、一方で船舶による河川使用が輻輳することに伴い、船舶事故が増加するおそれが生じてきたため、河川の使用に関する利用者間の調整を図ることが必要となっていた。そのため、河川における船舶等の適正な利用調整を図るため、平成10年6月に**河川における船舶の通航方法の指定等についての準則**を各河川管理者に通達した。

河川における船舶の通航方法の指定等についての準則(平成10年6月10日建設事務次官通達)

【概要】

- (1)船舶の基本的な通航方法を定める必要があると認められる区域を「河川舟運促進区域」とする。
- (2)河川舟運促進区域内の一部の区域において、次に掲げる場合は通航方法を別に制限する「特定の区域」を定め、具体的な通航方法を定める。
 航走波のために他の河川使用に支障が生じるおそれがある場合
 円滑な通航を阻害する事由があるため、一定の制限を行う必要がある場合
 河川工事又は河川管理施設の操作に支障が生じるおそれがある場合
- (3)「特定の区域」において遵守すべき通航方法や河道に関する情報を通航標識を設置して提供する。

2. 評価

(1) 実施状況

準則が発出されて以降の通航方法の指定の進捗状況を把握するため、平成19年5月に一級河川、二級河川及び準用河川の各河川管理者に対しアンケート調査を実施した
 【調査結果】

河川において船舶の通航が見られる221水域において
 準則に基づいて通航方法の指定を行った水域は12水域
 通航方法の指定に向けて現在検討作業中である水域が13水域
 通航方法を指定する必要がないと判断した水域が196水域

準則に基づいて通航方法の指定を行った水域 12水域

名称	水域	河川管理者	施行日
荒川における船舶の通航方法	荒川下流(直轄管理区間)	関東地方整備局長	H13.4.1
江東内部における船舶の通航方法	旧中川、北十間川、堅川、小野木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川、大島川西支川	東京都知事	H17.10.1
木曽川における水上オートバイの通航方法	長良川	岐阜県知事	H13.7.10

(2) 効果

船舶の通航方法を指定することで

「河川舟運促進区域」が設定され、船舶の基本的な通航方法が定まることで、船舶が通航しやすい環境が整うとともに、舟運の促進が図られる

「動力船通航禁止区域」や「水上オートバイ通航方法制限区域」等の「特定の区域」を設定することで、地域の実情にあったルールが具現化し、船舶等の利用者間調整が図られる

動力船の航走波は、他の水面利用者に影響を及ぼしやすいため、利用者間調整が必要となる場合が多い



(3)実施手法・手続き等

1)通航方法の指定を行った水域は、以下の方法で実施される

・船舶の通航方法の指定及び公示の方法

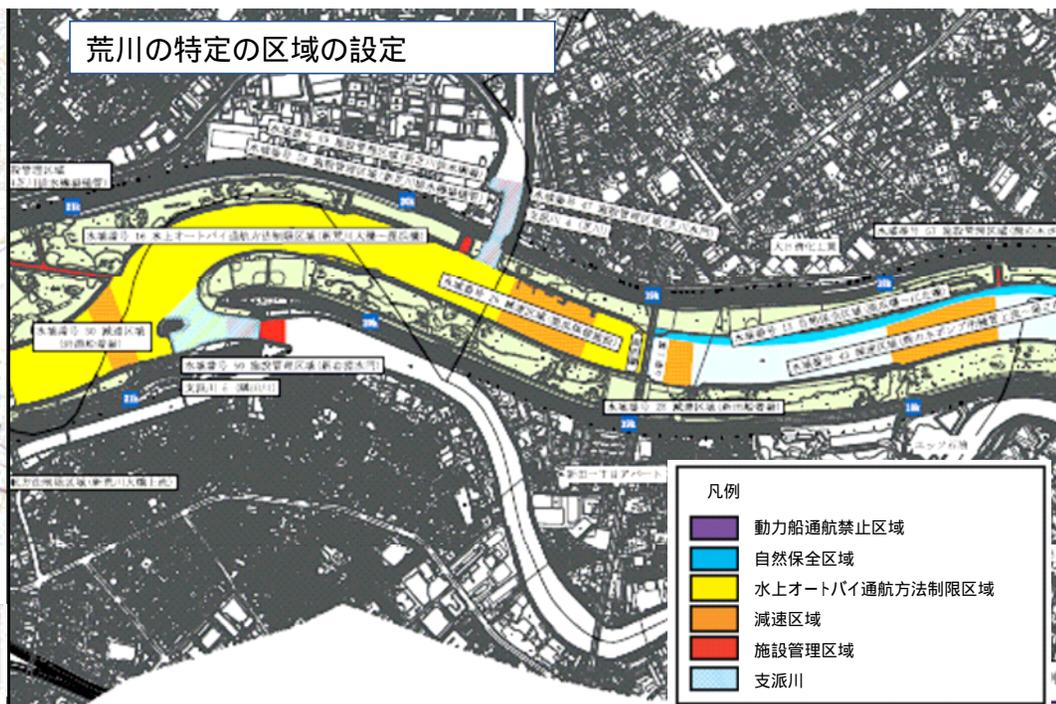
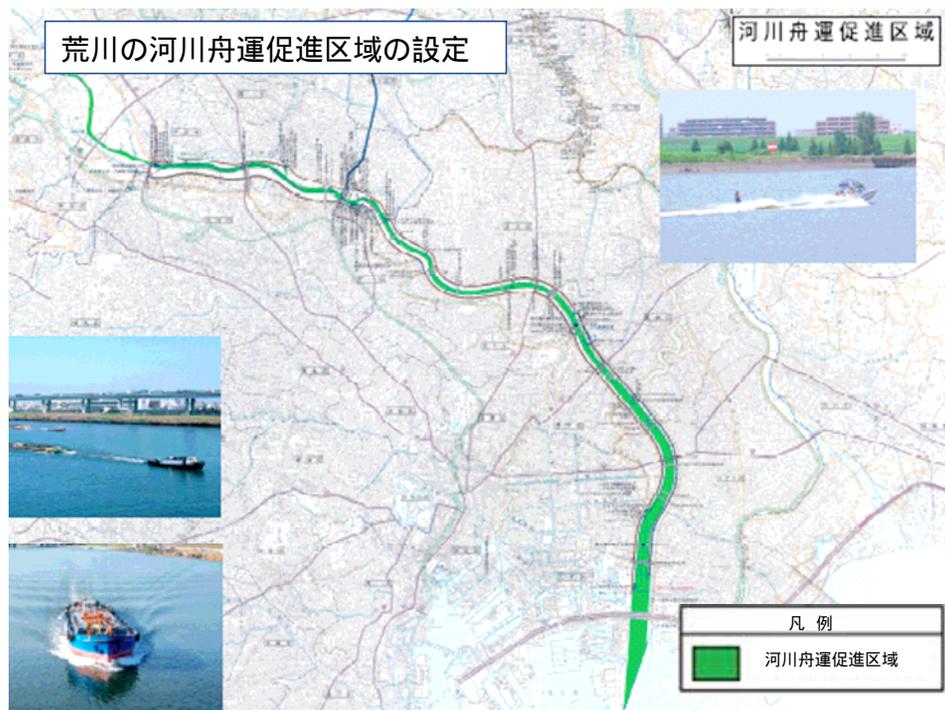
一級河川にあっては政令で制定し、官報又は都道府県の公報に掲示する

二級河川及び準用河川にあっては都道府県の条例で制定し、公報に掲載する

・河川通航標識の設置

通航方法の指定に基づき、水面利用について一定の制限を受ける「特定の区域」であることを示す

標識を設置する



荒川の河川通航標識



- 2) 通航方法の指定に向けて、現在、検討作業中である13水域について、指定が遅れている理由をまとめた

通航方法の指定が遅れている理由

特定の区域を設定するための河川の利用状況の調査・把握に時間がかかっている	4 水域
通航する船舶の特性に合わせた通航方法を検討しているため時間がかかっている	4 水域
不法係留船対策の実施と併せて通航方法を検討しているため時間がかかっている	3 水域
水面利用者間の意見調整に時間がかかっている	2 水域



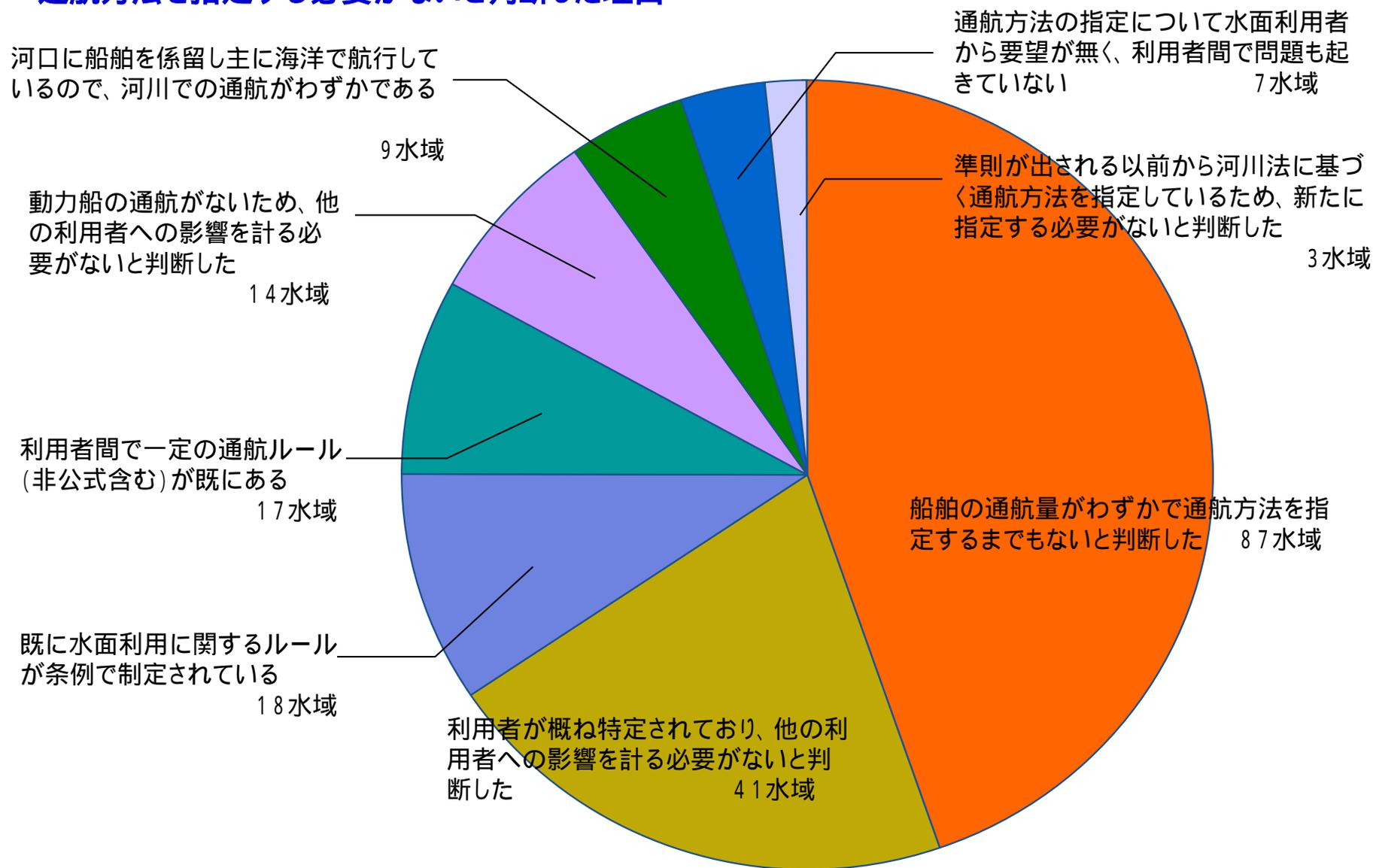
水面利用が多様化するに伴い、利用者間の意見調整が困難になる場合がある



通航方法と不法係留船対策は密接な関連性を持つ

3) 通航方法を指定する必要がないと判断した196水域について、指定する必要がないと判断した理由をまとめた

通航方法を指定する必要がないと判断した理由



(4)まとめ

<p>成果</p>	<p>・「河川における船舶の通航方法の指定等についての準則」を通達して以降、水面利用に関する関係者間協議が整った水域においては、船舶の通航方法の指定が行われている。</p>
<p>課題</p>	<p>・河川使用の多様化に伴い、様々な水面利用者が存在することから、関係者の合意形成やルールづくりが困難である。</p> <p>・河川管理者は船舶の通航量の推移等を把握しながら、引き続き通航方法の指定について検討を行っていくとともに、指定した通航方法を遵守させるための手法について検討していく必要がある。</p>

1. 評価対象・評価項目

評価対象

・河川区域内の不法係留船対策

評価項目

評価対象項目	評価手法
実施状況	<p>重点的撤去区域の指定</p> <p>・重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域(重点的撤去区域)を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施しているかについて整理する。</p>
	<p>規制措置の実施</p> <p>・重点的撤去区域以外の河川の区域については、行政指導を中心として適切な指導を実施しているか(ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、簡易代執行等の強制的な撤去措置を実施)について整理する。</p>
	<p>暫定係留施設・恒久的係留施設の整備</p> <p>・治水上及び河川環境上支障のない場所については、暫定的な係留施設(暫定係留施設)を設置し得るものとし、この場合には計画に暫定係留区域(将来的に恒久的係留・保管施設の設置が容認される区域を含む。)を設定しているか整理する。</p>
効果	上記を踏まえた効果
実施手法・手続き等	<p>河川における不法係留船対策の推進状況</p> <p>・計画的・段階的な不法係留船対策が推進しているかを判断する。</p>

2. 評価

(1) 実施状況

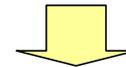
1) 河川局、港湾局、水産庁(今後「三水域」という。)の今までの取り組み状況

港湾局、河川局、水産庁の取り組み状況

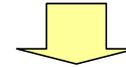
	国土交通省		水産庁
	港湾局	河川局	
昭和47年度	・公共マリーナ整備の制度化		
昭和62年度			・フィッシャリーナ整備事業の創設
昭和63年度		・河川利用推進事業(河川マリーナ)の創設	
平成元年度	・プレジャーボートスポット(PBS)整備事業の創設		
平成6年度			・漁業活動に支障のない範囲で漁船以外の船舶の受け入れに関する長官通達
平成7年度		河川法改正 ・簡易代執行制度の創設	
平成8年度	・3省庁(運輸省港湾局、水産庁、建設省河川局)合同 平成8年度プレジャーボート全国実態調査		
平成9年度	・プレジャーボート保管対策懇談会最終報告の策定	河川法改正 ・簡易代執行による撤去船舶の売却、廃棄等に関する規定の整備 ・計画的な不法係留船対策の促進に関する局長通達	・「漁港高度利用活性化対策事業」の創設
	・「ボートパーク整備事業」創設		
・3省庁プレジャーボート係留・保管対策に関する提言			
平成10年度	・プレジャーボート係留・保管対策関係省庁連絡会議の設置		
平成12年度	港湾法の改正 ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正		漁港法の改正 ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定の整備に関する法改正
	・港湾法の一部改正による放置艇対策推進に関する局長通達		・港漁村活性化対策事業創設
・プレジャーボートの所有者特定制度と保管場所確保の義務化に関する提言			
平成13年度	・小型船舶登録法の成立(平成14年4月施行)		
平成14年度	・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設		・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設
	・陸上保管主体の施設がボートパーク整備事業の補助対象に追加		
・3局庁(港湾局・河川局・水産庁)合同 平成14年度プレジャーボート全国実態調査			
・三水域連携による放置艇対策委員会提言			
平成16年度	・小型船舶登録法による登録の完了(平成17年3月末)		
平成18年度	港湾法の一部改正 ・放置等禁止区域の陸域への適用		
	・3局庁(港湾局・河川局・水産庁)合同 平成18年度プレジャーボート全国実態調査		
・三水域連携による放置艇対策委員会提言			

【三水域(河川局・港湾局・水産庁)の取り組み状況】

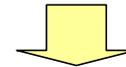
プレジャーボート需要の増大に伴い社会問題として顕在化してきた放置艇(不法係留船)問題は、公共空間の適正利用、災害・安全対策など港湾、河川及び漁港の管理上の問題にとどまらず、地域の環境保全対策上深刻な問題と認識されており、早急な対応が必要。



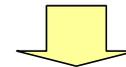
放置艇問題を解消し、公共空間の利用を一層適切に進め、プレジャーボート活動を地域振興に結びつけるために。



平成8年度及び平成14年度に、三水域(全国の港湾、河川及び漁港)合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施



平成15年8月に、「三水域連携による放置艇対策に関する提言」を公表(今後の放置艇対策を進めるにあたっての基本的方向をとりまとめた。)



提言に基づき、[規制措置]と[係留・保管能力の向上]を両輪とする施策が講じられてきた。



実態調査については、平成14年度以降以来実施おらず、その後の状況変化を把握するため、全国的な実態把握が不可欠であり、また、津波・高潮時の流出災害に備えるため、水域・陸域にわたる対策が必要。

平成18年度に、三度目の「プレジャーボート等の全国実態調査」を実施した。



さらに、実態調査と併せて、今後の放置艇対策の方向性について検討するために「三水域連携による放置艇対策検討委員会(座長:近藤健雄 日本大学教授)」を設置し、本委員会による提言がとりまとめられた。

2) 計画的な不法係留船対策の促進について

「計画的な不法係留船対策の促進について」(平成10年2月 河川局長通達)

背景

河川区域内のプレジャーボート等の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等様々な面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。

例えば、多摩川では、河口部に、ヨシ原や干潟の影響を受けた干潟が広がる等の多様な環境を保持しているが、これら干潟の一部には、漁船やプレジャーボートの係留のための棧橋が一部の事業者により設置され、無許可の棧橋の設置や船舶の係留が行われている。これらの無秩序な状態は、洪水・高潮等の自然災害に対する安全性は言うに及ばず、オープンスペースとしての河川の適切なり活用を妨げ、良好な河川景観、自然生態系等に重大な影響を及ぼしている。

多摩川



田越川



平作川



長良川水路

基本的な考え方

- ・プレジャーボート等の不法係留船は、**河川管理上の問題**に止まらず、**騒音の発生、景観の阻害等地域の環境保全対策上深刻な問題**として認識
- ・平成10年2月河川局長通達により、不法係留船対策に係る計画(以下「計画」という。)を策定し、**計画的、段階的な不法係留船対策を推進**

概要

- ・河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関等からなる「**河川水面の利用調整に関する協議会**」(以下「協議会」という。)を設置し、当該協議会及び地域住民の意見を聴きつつ、地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごとに不法係留船対策に係る計画の策定。

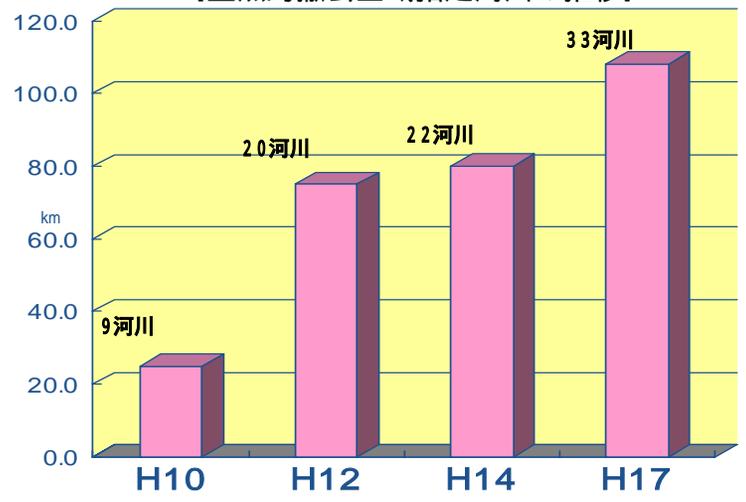


重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域(**重点撤去区域**)を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施
 重点的撤去区域以外の河川の区域については、**行政指導を中心とした適切な指導**を実施
 治水上及び河川環境上支障のない場所については、**暫定係留施設**を設置し得るものとし、この場合には**計画に暫定係留区域を設定**

3) 重点撤去区域の設定状況

- 河川管理上の支障の程度を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域を重点的撤去区域として、年次的に設定し、当該区域において行政代執行等の強制的な撤去措置を実施。
- 平成18年3月現在、17水系33河川において、重点的撤去区域を設定。

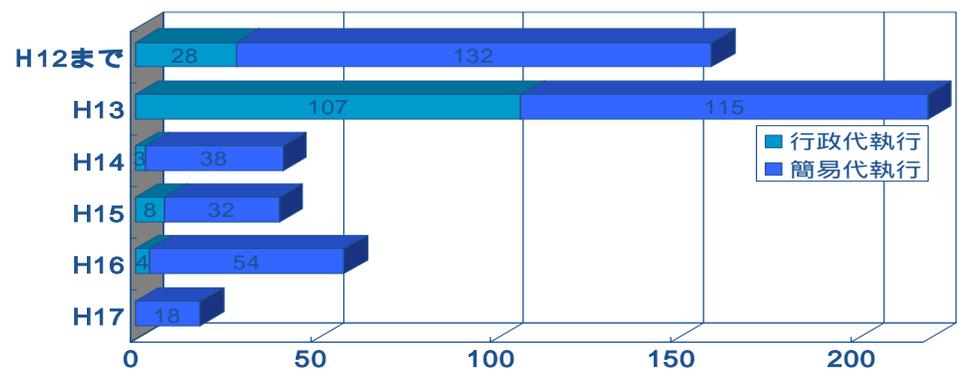
【重点的撤去区域指定河川の推移】



4) 規制措置の実施状況

- 平成8年以降、平成18年3月末現在において、累計539件の行政代執行及び簡易代執行を実施。

【行政代執行等実績数の推移】

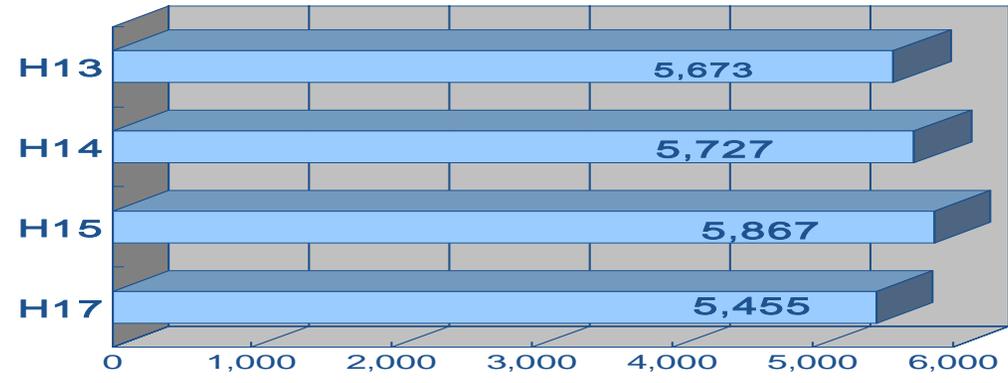


5) 係留・保管施設の整備状況

暫定係留施設の整備状況

- 平成10年2月12日付河川局長通達により、地方公共団体、第3セクター等の公的主体を設置主体として、概ね10年を目処に係留環等からなる簡易な船舶係留施設を暫定係留施設として設置しうるものとした。
- 平成18年3月現在、約5,500千隻分の暫定係留施設が設置されている。(H17の減少は、民間マリーナ等への移動による暫定係留施設の廃止によるものが大きな要素である。)

【暫定係留施設収容能力の推移】



【東京都・新中川暫定係留施設の例】



整備前



整備後

河川マリーナの整備状況

・昭和63年度に、船舶の収容空間となる河川マリーナの整備を支援する河川利用推進事業を河川事業として創設。
河川区域となる船溜まり、河川管理施設となる護岸、水門等を河川管理者が公共事業として実施し、その他はマリーナの経営主体(第3セクター等)が整備。

【河川利用推進事業による河川マリーナ】

都道府県名	水系名	名称	供用開始
静岡県	菊川	大東マリーナ	H4.7
三重県	田中川	マリーナ河芸	H5.4
鳥取県	大栄町	マリーナ大栄	H5.8
埼玉県	大場川	大場川マリーナ	H6.4
埼玉県	荒川	芝川マリーナ	H8.5
新潟県	荒川	荒川マリーナ	H10.4
静岡県	都田川	宇布見マリーナ	H11.4
静岡県	都田川	入出公共マリーナ	H12.5
岩手県	川原川	高田松原野外活動センター	H13.6
山口県	綾羅木川	綾羅木川マリーナ	H13.8
新潟県	保倉川	マリーナ上越	H14.5
静岡県	都田川	伊目公共マリーナ	H16.4
福井県	九頭竜川	福井港九頭竜川ポートパーク	H17.5(水域H18.4)
計	10水系	13施設	

【福井港九頭竜川ポートパーク】



(全体整備面積: 76,600㎡
収容隻数: 水域保管97隻、陸域保管280隻)

【伊目公共マリーナ】



【上越マリーナ】



(2) 効果

1) 平成18年度三水域プレジャーボート等全国実態調査結果【三水域合計値】

三水域では、「プレジャーボート」のみの集計となっている。
三水域では、三水域間の重複区間において、調整値を用いているため、河川局集計値と若干の差異がある。

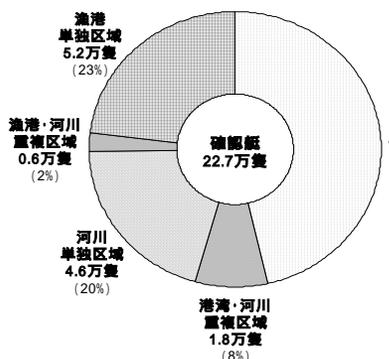
【確認艇の水域別状況】

- ・3水域で確認されたプレジャーボート確認艇は約21.7万隻であり、平成14年と比較し 約1万隻減少。
- ・**<確認艇 約22.7万隻(平成14年) 約21.7万隻(平成18年)>**
- ・プレジャーボートは、平成14年と同様、港湾単独区域において、最も多く存在。

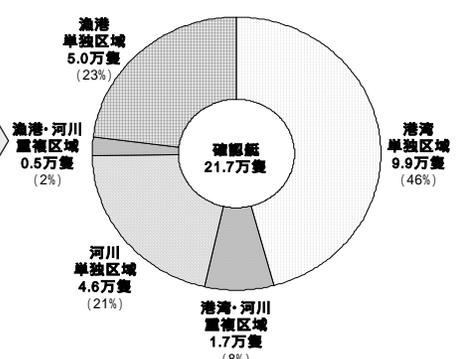
【水際線近傍での係留・保管状況】

- ・3水域で確認されたプレジャーボート放置艇は平成14年と比較し約1.8万隻減少。<放置艇 約13.4万隻(平成14年) 約11.6万隻(平成18年)>
- ・「マリーナ等」施設に係留・保管されている艇は平成14年と比較し約0.4万隻増加。<約5.0万隻(平成14年) 約5.4万隻(平成18年)>
- ・「マリーナ等以外」施設に係留・保管されている艇は平成14年と比較し約0.3万隻増加。<約4.3万隻(平成14年) 約4.6万隻(平成18年)>

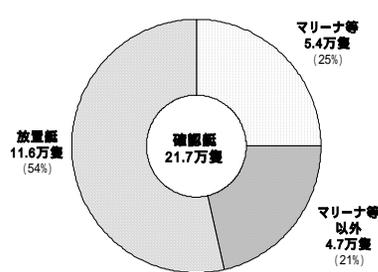
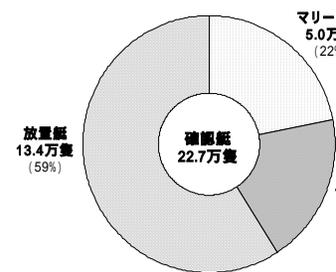
水域別確認艇の状況(平成14年度)



水域別確認艇の状況(平成18年度)



四捨五入により合計値と一致しない。



四捨五入により合計値と一致しない。
マリーナ等とは、「公共・第3セクターマリーナ・フィッシャリーナ・民間マリーナ・プレジャーボートホップ(PBS)・ポートパーク等。
マリーナ等以外とは、暫定的な係留・保管施設。

2) 「三水域連携による放置艇対策検討委員会」(座長:近藤健雄 日本大学理工学部教授)について

「三水域連携による放置艇対策検討委員会」の設置

平成18年度プレジャーボート全国実態調査の結果を踏まえ、平成14年の実態調査以降の行政側の取り組みを整理し、今後取るべき方策の方向性について議論するため、放置艇問題に造詣の深い有識者やジャーナリスト等による委員会を設置し、今般、委員会の提言として取りまとめました。

提言のポイント

放置艇の現状と課題

平成14年の実態調査結果に比べ、港湾・河川・漁港の三水域それぞれで放置艇数は着実に減少しているが、未だ全国で11万6千隻の放置艇が存在し、確認された21万7千隻のプレジャーボートのうち約5割を占め、依然として放置艇対策は必要である。

今後の放置艇対策の基本的な方向

実態調査の結果や既往の対策、昨今の放置艇を取り巻く状況変化等をふまえ、以下に掲げた今後の基本的な方向についてとりまとめた。

- () 放置艇対策に関する基本的な施策の着実な継続
- () 今後の放置艇対策において追加されるべき配慮事項
 - ・地域事情に応じたきめ細かい放置艇対策の推進
 - ・津波・高潮・洪水等の災害に配慮した放置艇対策の推進
- () 係留・保管能力の確保
 - ・係留・保管施設の整備の推進
 - ・指定管理者制度やPFI事業の適正な活用
 - ・廃船処理の推進による放置艇数の削減
- () 規制措置の実施
 - ・適切な規制と監督処分の実施
 - ・係留・保管場所確保の義務化の検討の推進
- () 係留・保管施設の整備等における水域管理者、地方公共団体等の連携の強化

以上のことをふまえ、関係行政機関や各地域の関係者が、今後一層協力し、プレジャーボートの適正な係留・保管を促進し、放置艇問題を解消することを期待している。

また、放置艇問題を解消する抜本的な方策として、プレジャーボートの保管場所確保の義務化を図る制度の法制化が待たれており、早期にその法制化を実現するために、国民の理解と協力を得つつ、放置艇問題に係る関係者が緊密に連携して検討を進めることを期待している。

(3) 実施手法・手続き等

1) 不法係留船対策に関する協議会について

国管理区間における協議会は、17協議会、都道府県管理区間における協議会は19協議会、全体で36協議会が設置されている。

2) 多様な主体による実施状況(九頭竜川の不法係留船対策の事例)

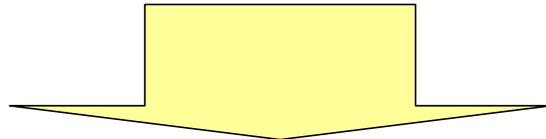
【福井港九頭竜川ポートパーク(所在地:福井県坂井市三国町新保)】
 (平成18年4月全面オープン)
 (陸域280隻(平成17年5月オープン)、水域97隻の合計377隻収容可能)
 ・河川管理者 - 近畿地方整備局福井河川国道事務所
 ・放置艇数 平成14年調査時 228隻
 (直轄区間) 平成17年2月時点 157隻
 平成18年12月調査時 14隻



【経緯】
 ・昭和63年10月 行政監察が福井工事事務所に入り、九頭竜川・竹田川に不法係留船と不法に設置された桟橋が多数存在することが浮き彫り
 ・平成2年8月 福井県主催の小型船舶係留にかかる連絡会議開催(不法係留船対策についての協議が始まった)
 ・平成6年4月 船舶係留施設の設置を望む利用者側の団体として「福井港マリーナ建設促進協議会」が設立
 ・平成7年7月 地元住民や船舶所有者からの強い要望もあり、恒久的保管施設の設置を含む不法係留船対策を協議するため、国・県・町(現坂井市)が中心となって「九頭竜川河口域プレジャーボート等対策検討会」を設立
 ・平成17年5月 国、福井県、三国町(現坂井市)が連携して、九頭竜川河口域にマリーナ(「福井港九頭竜川ポートパーク」<平成18年4月全面オープン>)を整備した。
 <国は河川環境整備事業(河川利用推進事業)として基盤整備(平成12年度～平成16年度)>
 <福井県は港湾改修事業として係留・保管施設の整備(平成13年度～平成16年度)>
 <町が主体となって(株)九頭竜川マリーナ(第三セクター)を設立し、ポートパークを管理>
 ・平成17年7月 重点撤去区域の設定<重点撤去区域延長10.3km>
 今後、行政代執行等を含む撤去指導を進め、不法係留船を解消すべく対策を進める。

【福井港九頭竜川ポートパーク】

(全体整備面積:76,600㎡)
 (収容隻数:水域保管97隻、陸域保管280隻)



【水域の保管状況】



【陸域の保管状況】



(4)まとめ

成 果	・簡易代執行・行政代執行等の適切な規制措置により、着実に不法係留船が減少している。
	・係留・保管施設の整備等により、保管能力が向上にし、着実に不法係留船が減少している。
課 題	・適切な規制措置の継続的な実施(重点的撤去区域の拡大、強制的な撤去措置、行政指導を中心とした適切な指導)が必要である。
	・係留・保管能力の一層の向上(保管場所を増やし、放置艇を誘導するための施策の推進)が必要である。
	・保管場所確保の義務化の検討(将来的な導入の可能性について今後も検討)が必要であり、放置艇問題に係る関係者が緊密に連携して検討を進めていく必要がある。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

- 直轄管理区間及び都道府県管理区間における舟運に係る取組み

評価項目

評価項目	評価手法
実施状況	以下の項目について、全国調査結果を整理。 1)舟運の取組み状況 2)舟運インフラの整備状況
効果	以下の項目について、各地の代表的な事例、調査結果を整理。 1)水面利用者の認識向上 2)水面利用者の推移 3)緊急用船着場の利用状況
実施手法・手続き等	以下の項目について、各地の代表的な事例を整理。 1)緊急用船着場の整備・管理体制 2)広報・啓発活動 3)多様な主体による連携・支援

2. 評価

(1) 実施状況

1) 舟運の取組み状況

- ・平成9年度の国土交通省の調査によると、一級河川109水系のうち76水系で舟運が実施され、主に観光・レクリエーションに利用されている(260箇所)。
- ・物流利用は都市河川の一部で残されている。

表10-1 全国の舟運(一部内航海運を含む)の状況

出典:平成9年度 国土交通省調べ

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	計
水上バス		2	7	1		1	3		2	16
遊覧船		9	22	2	11	10	9	7	9	79
レジャーボート	3	26	46	11	19	5	33	6	16	165
貨物船		1	17	5	2	1	25	8	12	71
タンカー			8	1			2	4	1	16
その他	5	12	18	1	12	4	17	1	20	90
合計	8	50	118	21	44	21	89	26	60	437

2) 舟運インフラの整備状況

- ・平成8年の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」で「河川舟運の再構築」が掲げられ、全国で緊急用船着場の整備が推進されている。
- ・平成11年の段階で、緊急用船着場(河川管理用含む)は、既設42箇所、整備中及び計画地が11箇所。東京都では、国土交通省整備15箇所(計画5箇所)を含め、73箇所の緊急用船着場の整備・計画が進められている。
- ・荒川ロックゲート、筑後川の小森野閘門等、各地で閘門を設置し、航行可能区間の延伸を図っている。



写真10-1 東京都常盤橋防災船着場
出典:内陸水運への招待



写真10-2 荒川ロックゲート
完成記念式典 (平成17年10月1日)

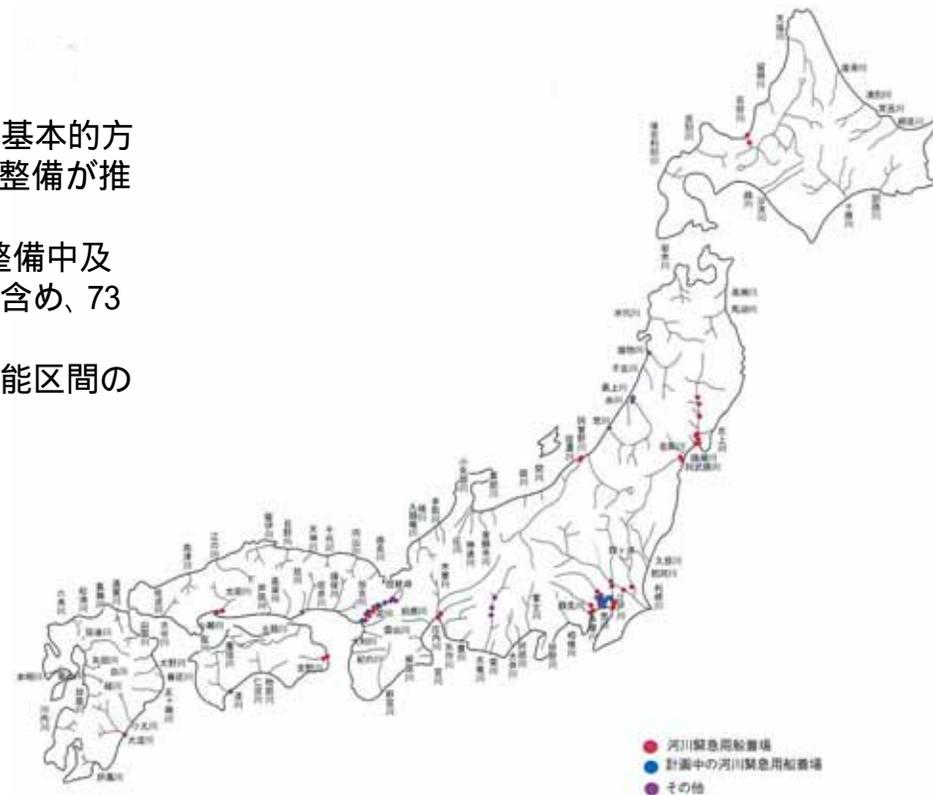


図10-1 緊急用船着場等位置図(国土交通省所管)

出典:平成11年度 河川舟運に関連する施設・計画設計の手引き収集事例

(2)効果

1)水面利用者の認識向上

- ・既往アンケート調査(平成17年度 新柴橋船着場、平成15年度 淀川)によると、一般市民の舟運の利用に対するニーズは高いことが伺える(図10-2、図10-3)。
- ・一方、平成17年度に荒川で実施したアンケート調査によると、緊急用船着場の存在は知られているが、その役割についての認識は十分でないという結果が得られている(図10-4、図10-5)。
- ・水辺空間の一部として舟運の観光・レクリエーション利用に関心が向けられつつあるものの、防災という側面では舟運の認識はまだ浸透していない状況にある。

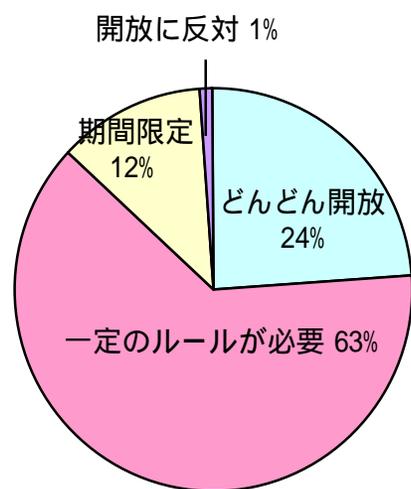


図10-2 船着場の開放に対する意見
(平成17年度 新柴橋船着場)

出典:平成17年度 沿岸域における適切な水域活用等促進に関する調査

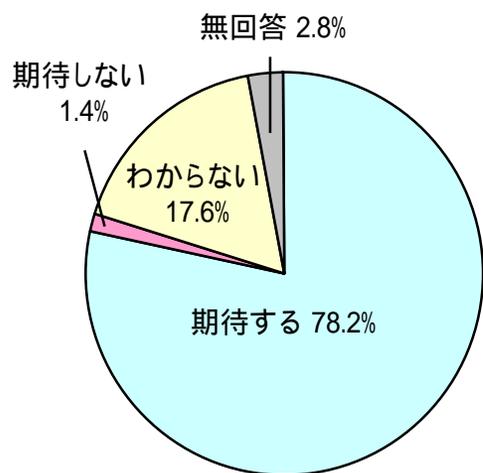


図10-3 舟運再生に対する意見
(平成15年度 淀川)

出典:淀川舟運再生を通じた枚方中心市街地活性化構想調査

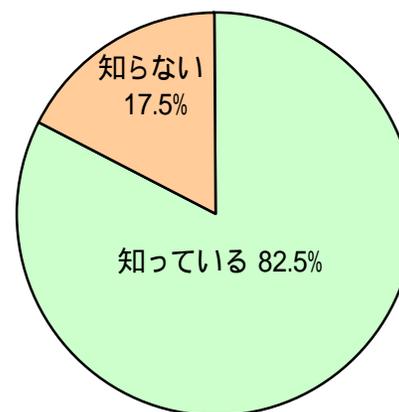


図10-4 緊急用船着場の存在の認識状況
(平成17年度 荒川)

出典:平成17年度 緊急用船着場等利活用検討

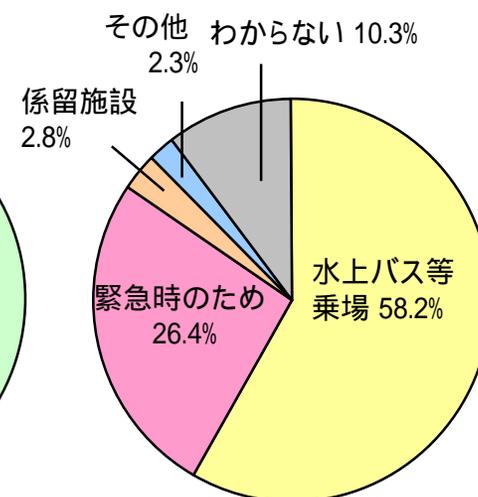


図10-5 緊急用船着場の役割の認識状況
(平成17年度 荒川)

2) 水面利用者の推移

- ・隅田川の水上市の乗客数の推移(東京都観光汽船)によると、昭和50年以降着実に増加しており、平成4年以降若干減少するものの、近年ではほぼ横ばいの状態を維持している(図10-6)。
- ・平成14年に市民株主の支援により定期運行を始めた信濃川ウォーターシャトルは、近年乗客数に伸び悩み、交通渋滞緩和を狙った通勤利用客の掘り起こしに力を入れている(写真10-3)。
- ・観光資源の一つとして舟運は定着しつつあるものの、水上市・遊覧船の乗客数は全国的に伸び悩んでいる。地域内外への情報発信、案内板の設置、イベント等とのタイアップを精力的に進めていく必要がある。
- ・また、荒川・隅田川の船着場14箇所(計画地含む)の内、11箇所が最寄り駅から500m圏外(直線距離)に位置しており(図10-7)、船着場と陸上交通のアクセス性の向上、連携を図っていく必要がある。

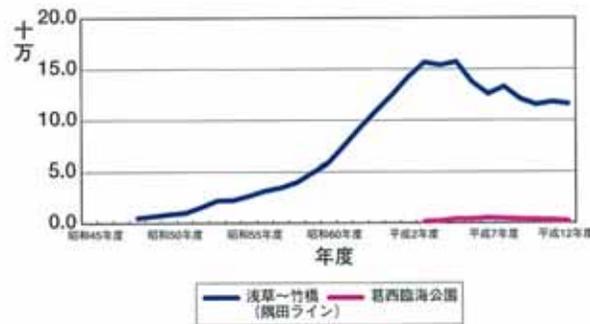


図10-6 隅田川水上市乗客数推移
出典: 内陸水運への招待



写真10-3 信濃川ウォーターシャトル
出典: 信濃川ウォーターシャトル(株)HP

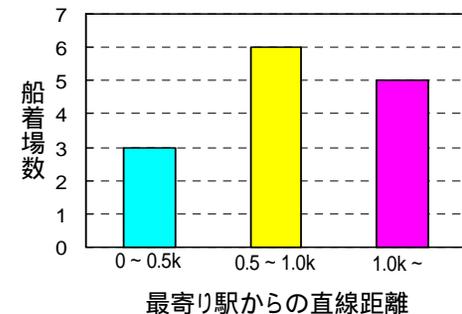


図10-7 船着場と最寄り駅の位置関係(荒川・隅田川)
出典: 平成10年度 鉄道駅と連携した船着場整備検討

3) 緊急用船着場の利用状況

- ・荒川、隅田川等で緊急用船着場を利用した防災訓練を実施している(写真10-4)。隅田川、信濃川、太田川等では緊急用船着場を水上市等の乗り場として平常時活用している。
- ・しかし、事故等に対する責任や利用調整等の課題から、行政管理の緊急用船着場の多くは基本的には平常時開放されていない。



写真10-4 負傷者・救援物資輸送訓練(平成18年9月3日)
出典: 船宿小松屋HP

(3) 実施手法・手続き等

1) 緊急用船着場の整備・管理体制

- ・荒川の16箇所の緊急用船着場の内(計画地含む)、4箇所が河川管理者の整備・管理、3箇所が自治体の整備・管理、4箇所が河川管理者と自治体の共同整備・管理となっている(5箇所は未定)。
- ・1箇所水上市乗り場として平常時利用されている。
- ・船着場等の整備にあたっては、地域のコンセンサスを得るためにも、輸送交通、地域振興、防災等、多目的な舟運を総合的に評価し、地域の利用ニーズを踏まえ、舟運の役割を明確化していく必要がある。

2) 広報・啓発活動

- ・舟運の歴史を有する多くの河川事務所や地方自治体のHPで、舟運の歴史・現状の紹介や水面利用マナー・ルール、イベント情報等の情報発信を行っている。
- ・舟運の活性化に向けて、世界水フォーラムや各地のシンポジウム等で情報交換・発信を行っている。
- ・平成15年度に、国土交通省の主導で舟運の情報ウェブサイト「IWTネットワーク」を設置し、2年間のアクセス数は総計137,456PV(ページビュー)に達する(図10-8)。



図10-8 IWTネットワークトップ画面
出典: <http://www.iwtnetwork.jp/>
(平成19年7月現在)

3) 多様な主体による連携・支援

- ・近年、各地で市民団体や民間会社、河川管理者等の連携による、舟運の復活・事業化、水辺空間のPRに向けた活動が展開されている。
- ・東京都心の日本橋川では、平常時に閉鎖されていた船着場を一時開放し、カヌー等で都市河川を下る「東京ウォーターフロントフェスティバル(平成18年)」が(写真10-5)、石狩川の支川千歳川では、北海道の新たな観光資源として舟運の実現可能性を探る「千歳川観光舟運社会実験(平成18年)」が行われている(写真10-6)。



写真10-5 日本橋川を下るカヌー
(平成18年11月3日)

- ・平成10年度に「河川局長通達(河川内の船着場の使用促進について)」が出されたものの、民間委託されていない行政管理の船着場の多くが平常時利用されるに至っていない。
- ・イベント的な取り組みを重ね、舟運及び船着場の周知を図るとともに、実地的な課題を把握し、河川管理者として可能な支援方策の検討や関係機関との連携強化を図る必要がある。



写真10-6 千歳川観光舟運社会実験(平成18年9月10日)
出典: 石狩川開発建設部HP

(4) まとめ

成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で市民団体や民間会社、河川管理者等の連携による舟運を利用した地域づくりの取り組みがなされている。 ・都市河川を中心として、船着場等の整備により、舟運が定着しつつある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・舟運利用の更なる活性化には、交通網体系への組み込み等が必要であり、船着場等と陸上交通のアクセス性の向上、一体的整備が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・舟運を推進する当たり、地域のニーズ等を踏まえ、舟運の役割を明確にしていく必要がある。 ・舟運利用の活性化を図るためには、関係機関の連携を強化していく必要がある。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

- 大臣特別認可制度(以下、「大臣特認制度」という)を活用した河川における文化財保全の取組み事例(十六橋水門)

評価項目

評価項目	評価手法
実施状況	・大臣特認制度を活用した河川における文化財保全の取組み事例を整理する(十六橋水門)。
効果	・大臣特認制度適用事例(十六橋水門)における事業実施者(福島県)へのヒアリング結果より対策の効果を整理する。
実施手法・手続き等	・同ヒアリング結果及び既存資料より、以下について整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を進める上での課題 ・適用事例の改修内容の整理と今後の適用の可能性 ・市民連携・合意形成がなされているか

【参考:大臣特別認可制度について】

- 大臣特認制度は、「大臣が、特殊な構造を持つ河川管理施設について、その構造が構造令に規定するものと同等以上の効力があると認めるもの」について、大臣特別認可によってその構造の建設及び改築、供用を認める制度である。
- 平成9年河川法改正以降は、「河川管理施設等構造令」を適用しない施設の範囲をダム以外の河川管理施設にも拡大した。これにより、歴史・文化の観点から地域の財産として位置付けられる構造物の維持保存も可能になった。

2. 評価

(1) 実施状況

- ・平成13年に一級河川阿賀野川水系猪苗代湖に供用されている「十六橋水門」が大臣特認制度における認可を受けているが、平成18年度までに他に認可を受けた事例はない。
- ・今後、まちおこしや景観を維持した河川整備を実施する際には、本制度が活用できる可能性がある。

(2) 効果

- ・制度を適用した十六橋水門の事業実施者(福島県)へのヒアリングによると、制度を適用したことにより、歴史的構造物を保全しながら改修が実施できたとされている。

事業実施者(福島県)へのヒアリング結果 (平成19年2月23日実施)

ヒアリング項目	ヒアリング結果
事業を実施するうえで制度を適用してよかった点	・歴史的構造物を保全しながら改修が実施できた。

【「十六橋水門」改修の背景と大臣特認制度の適用】

背景

- ・十六橋水門は、一級河川である猪苗代湖の水位調節及び日橋川の洪水調節施設として福島県が管理を行っている施設である。
- ・平成10年8月洪水を契機に、猪苗代湖に洪水調節機能を持たせるための改修を実施することとなった。
- ・改修にあたり、構造上、径間長等が現在の河川管理施設等構造令に適合しない点があった。

大臣特認制度の適用

- ・改修の際、水門の所有者(利水者)と管理者(福島県)との協議により、歴史的価値・景観をできるだけ保全しながら改修することで合意し、大臣特認制度の適用を図った。
- ・平成13年に大臣の特別認可を受け、大臣特認制度の第1号にあたる。平成14年から3ヵ年にわたり改修工事を実施し、現在に至る。改修後の現施設は、大正3年の築造当時の面影を色濃く残している。橋脚には当時のレンガがそのまま残るなど、その強さを物語っている。



十六橋水門(一級河川阿賀野川水系猪苗代湖)

16基のゲートを有する水門で、猪苗代湖の水位を調節するために大正3年に築造された歴史的構造物。国立公園内にあり景観の重要な構成要素。

【参考:文化財登録されている施設】

- ・平成16年現在、河川に関する施設や史跡、名勝等で文化財登録されている件数は341件ある。このうち文化財登録されている土木構造物(重要文化財、登録有形文化財、有形文化財)は145件である。
- ・これら145件のほとんどは、水道施設や発電施設、砂防ダム、砂防堰堤、床固工などの土木構造物であり、河川整備計画等により改修が必要となった場合は、必要に応じて大臣特認制度の適用を検討していくことも考えられる。
- ・ただし、治水上の課題に対して、特殊な事由があるときは文化財登録を抹消できるため、対象構造物の状況に応じた調整が必要である。また、適用の際にはそれぞれの構造物の特性や周辺環境に応じた保全技術の検討が必要となると考えられる。



釜ツ沢砂防堰堤
(栃木県日光市)



釜ヶ淵堰堤
(長野県安曇村)

登録有形文化財に登録された歴史的砂防施設の例

**川の文化財の登録区分
(平成16年現在)**

指定(登録)区分	件数
国	221
都道府県	120
合計	341

**文化財登録されている土木構造物
(145件)の内訳**

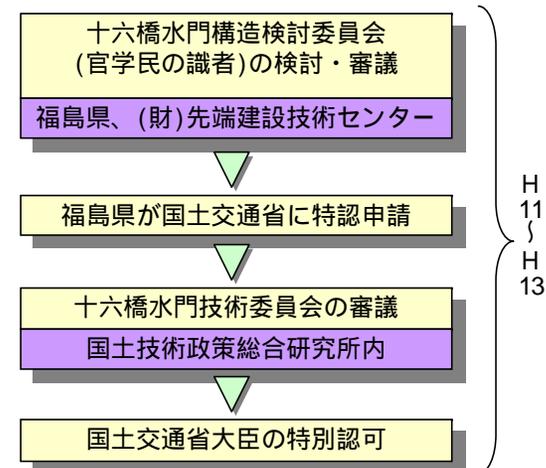
文化財	件数
砂防堰堤・ダム等	73
灌漑・水道関連施設	30
発電所・関連施設	15
床固・流路工・護岸等	9
閘門・水門・樋門	9
導流堤	1
橋・泉・その他	8

(3) 実施手法・手続き等

1) 事業を進める上での課題

- ・十六橋水門の事業実施者(福島県)へのヒアリングによると、制度適用までの過程や、特別認可を得るまでに要する時間、コスト面について、特に問題はないとの回答であった。

【十六橋水門における大臣特別認可までの流れ】



2) 適用事例の改修内容の整理と今後の適用の可能性

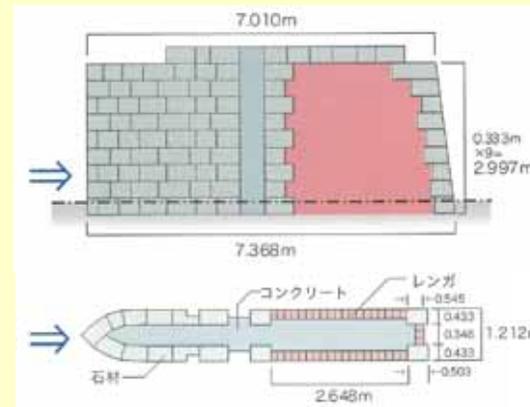
- ・十六橋水門では、特殊な構造を最低限の改修により「河川管理施設等構造令」の既定によるものと同等以上の効力があると国土交通大臣に認められた。
- ・ただし、治水対策と保全策の検討は、今後、対象となる構造物の状況に応じて個別に検討していく必要がある。

3) 市民連携・合意形成がなされているか

- ・十六橋水門の事例では、パンフレットの発行・工事中の看板掲載による周知・学識経験者等の視察時の説明などは実施しているが、積極的な一般への周知・PR活動等は実施していない。
- ・また、改修についての市民からの反応等も特にないが、これは市民にとっては、歴史文化財が保全されながら改修されたため、取組みそのものに気付いていないためと考えられる。
- ・今後の適用においては、市民との合意形成が必要となる場合も考えられる。

【十六橋水門で適用された改修・対策】

- 構造の安定性: 内部コンクリートと石材を一体化させ安全な構造とする
- 阻害率についての検討: 水門上流側は、湛水湖状になっていること、また猪苗代湖が非常に大きな面積を有していることから、堰上げによる上流側の水位上昇による影響は小さいため問題はない
- 径間長についての検討: 網場施設を施し流木による閉塞を防ぐ
- ゲート施設の安全性の検討: 現在の施設は構造的に問題はない



の網場施設

の補強対策工法

検討委員会において検討を重ねた結果、内部コンクリートと石材を一体化させる対策により安定性を高める。

(4) まとめ

成果	・歴史的構造物等を保全しながら改修する技術的手法が整備された。
課題	・まちおこしや、景観を維持した河川整備として活用するため、制度の認知・浸透を図る必要がある。
	・文化財登録され保全が望まれる構造物が多いことから、大臣特認制度が有効に活用されるための、構造物としての保全技術の開発・向上が必要である。
	・市民連携の面で積極的なPRや合意形成が必要である。

1. 評価対象・評価項目

評価対象

- ・水源地域ビジョンを策定・推進中のダム
- ・ダム湖周辺の環境整備の対象ダム

評価項目

評価項目	評価手法
実施状況	<p>【水源地域ビジョン】 ビジョンを策定・推進しているダムの活動内容を整理する。</p> <p>【ダム湖の周辺環境整備】 整備内容を整理する。</p>
効果	<p>【水源地域ビジョン】 地域活性化に対する効果をアンケート調査結果等から整理する。</p> <p>【ダム湖の周辺環境整備】 河川水辺の国勢調査(ダム湖利用実態調査編)から整理する。</p>
実施手法・手続き等	<p>【水源地域ビジョン】 ビジョンに基づく活動の実施における問題点、課題を整理する。</p> <p>【ダム湖の周辺環境整備】 環境整備実施における課題を整理する。</p>

【参考】水源地域ビジョンについて

ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体や関係行政機関等に協力を求めながら、策定する水源地域活性化のための行動計画。

【参考】ダムの周辺整備について

ダム貯水地の適切な保全や管理に資すること、および水と緑の豊かな公共空間をより親しみやすいものとするため、ダム周辺の環境整備を実施している。ダム管理利者は関係者と協議を図りながら、主に河岸・法面の整備や管理用道路の整備など基盤整備を実施し、公園施設等の整備は地元自治体等が実施している。

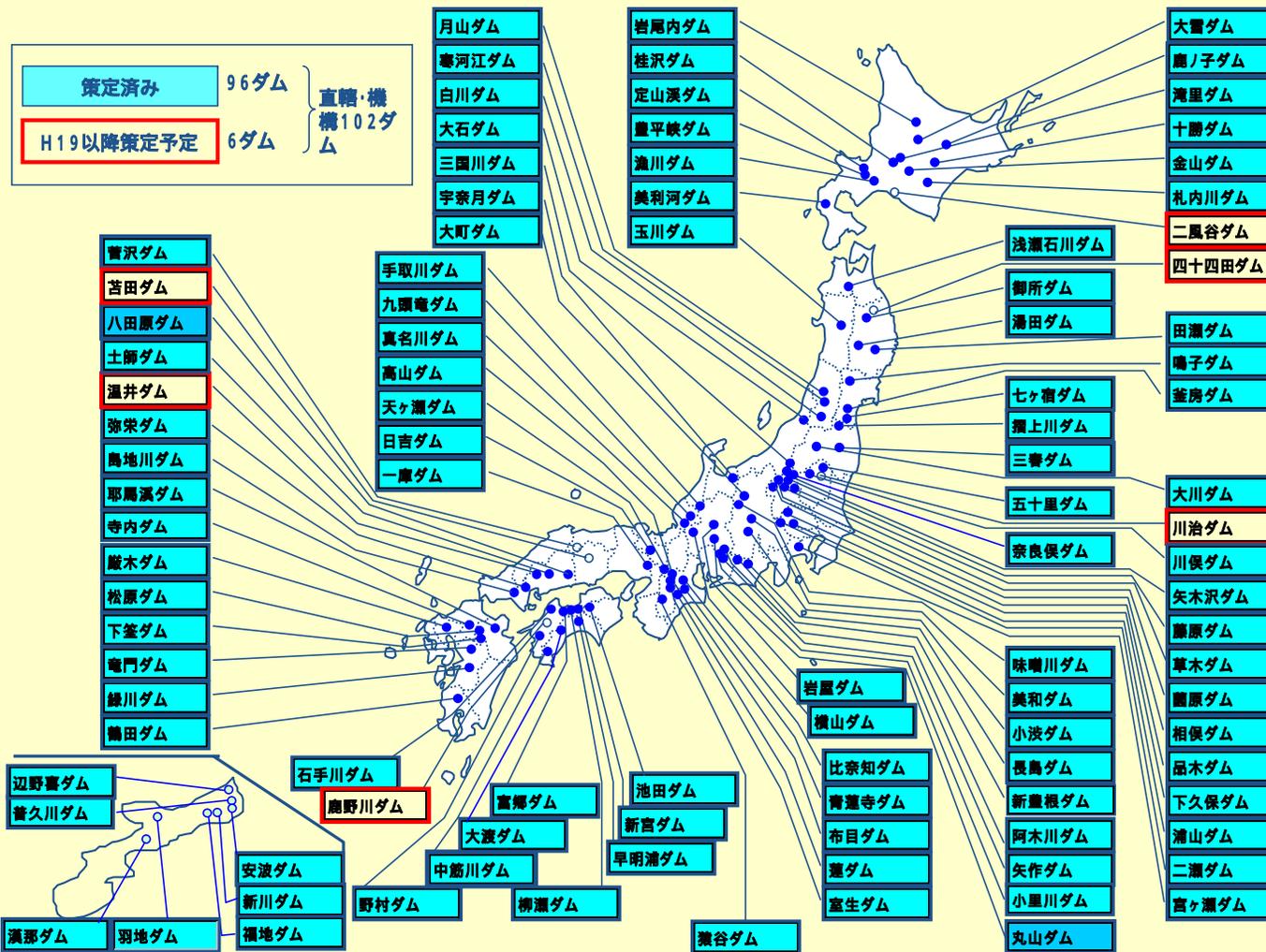
2. 評価

(1) 実施状況

【水源地域ビジョン】

国土交通省所管の直轄ダム、水資源開発機構ダムを対象として平成13年度から全国のダムにおいて策定が開始され、平成19年3月で、全国96ダムで策定・公表されている。さらに、平成19年度以降は、6ダムにおいて策定作業が進められている。

全国のビジョン活動の内容を分類したものが以下の表である。赤字で示した4、5、6の活動が多く、全体の半分を占めている。



分類	
1.	ダム湖周辺施設の整備とネットワーク化(13 %)
2.	ダム堤体及び湖面の利活用(8 %)
3.	流木等の未低利用資源の利活用(8 %)
4.	自然環境、景観等の保全及び改善(14%) (湖上植物栽培、美化清掃運動など)
5.	環境学習の場の提供(17%) (水の生き物観察会など)
6.	ダム周辺でのイベント開催、特産品の開発・販売(19%) (ダム一周ウォーキング、レイクコンサートなど)
7.	地域通貨や基金の造成による財源創出(1 %)
8.	地域情報の発受信と地域内情報の共有化(3 %)
9.	人材育成(6 %)
10.	運営組織づくりとパートナーシップ・連携(8 %)
11.	その他(3 %)

水源地域ビジョン活動の例として、味噌川ダムと鹿ノ子ダムの活動例を示す。

i) 味噌川ダム水源地ビジョン活動の一例

- ・活動団体: 日進市、木祖村、営林署、木曾森林組合
- ・実施内容: 味噌川ダム左岸の国有林32haにヒノキを9万5千本植樹し、今後80年間共同して管理していく
- ・効果: 水源林の保全
育樹活動から交流活動への広がり



ii) 鹿ノ子ダム水源地ビジョン活動の一例

- ・活動団体: 北見NPOサポートセンター、常呂川自然学校、網走セーリング協会
- ・実施内容: 小学生を対象とした川の学習とカヌー体験を毎年の恒例行事として実施
- ・効果: 自然体験をととした環境学習
地元への愛着心の醸成



【ダム湖の周辺環境整備】

昭和50年以降、管理段階の全国の46ダムで、延べ62のダム湖活用環境整備事業が実施された。

その一部の事例を以下に示す。

整備局名	ダム名	事業年度	施行者	整備内容
北海道開発局	金山ダム	平成8年～平成15年	国	ダム湖周辺環境整備(園路、広場、公園等)
北海道開発局	岩尾内ダム	昭和53年～平成4年	国	ダム湖周辺環境整備(園路、広場、公園等)
東北地方整備局	釜房ダム	昭和50年～昭和54年	国	多目的広場、親水公園
関東地方整備局	藤原ダム	昭和58年～平成6年	国	多目的広場、スポーツ広場
関東地方整備局	相模ダム	昭和53年～昭和62年 昭和63年～平成12年	国	運動公園、遊歩道 遊歩道、オートキャンプ場、親水広場等
関東地方整備局	下久保ダム	平成15年～	国・水機構	遊歩道、多目的広場、駐車場等



金山ダム砂浜

(湖岸を砂浜として整備し、人工ビーチによってカヌー、ウインドサーフィンを可能にした。)



下久保ダム 遊歩道・駐車場

(水源地域ビジョンのメニューとしてダム湖周辺を安全かつ効率的に利用できるよう遊歩道・駐車場を設置した。)

(2)効果

【水源地域ビジョン】

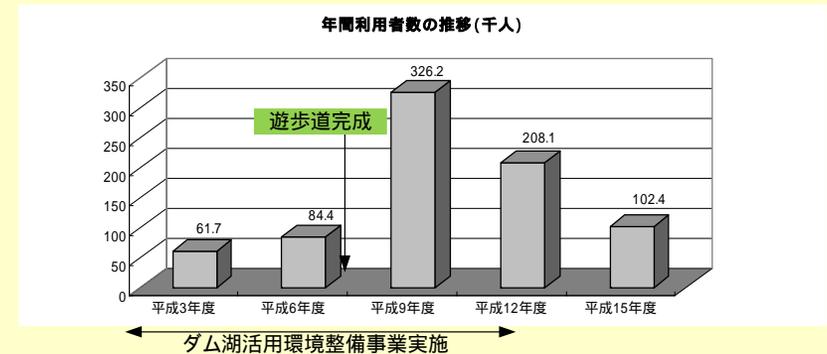
- ・個々に活動していた自治体、民間企業、NPO、個人グループ等が目的を同じくして協力・活動できる体制になり、民間の活動の自信・意欲の向上が図られた。
- ・味噌川ダムでは、計画的な水源林保全活動が実施されはじめている。

【ダム湖の周辺環境整備】

- ・最近10年以内に竣工されたダム以外で、ダム湖利用実態調査の上位に入っているダムはダム湖活用環境整備事業によって整備されたものである。事業等によってダムの魅力を増し、ダム湖利用者数の多い状態が維持されたと考えられる。
- ・相模ダムにおいては右図のように、遊歩道が完成した平成6年より後に増加したものの、その後伸び悩みが見られる。
- ・下久保ダムなど、水源地域ビジョンの一部をダム湖活用整備事業で実施しており、ビジョンの推進に貢献している。

順位	ダム名	年間利用者数 (万人)	竣工年	ダム湖活用 整備環境事業 による整備
1	宮ヶ瀬ダム	135	2000	
2	御所ダム	101	1981	
3	金山ダム	73	1967	
4	日吉ダム	53	1998	
5	三春ダム	43	1998	
6	草木ダム	43	1977	
7	釜房ダム	40	1970	
8	天ヶ瀬ダム	35	1964	
9	白川ダム	35	1980	
10	七ヶ宿ダム	35	1991	

出典：平成15年度ダム湖利用実態調査結果

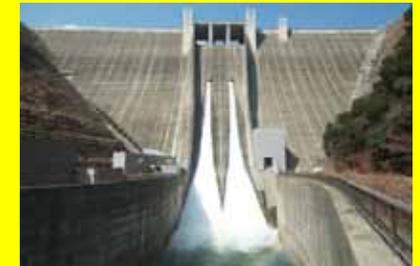


【参考】森・湖ツーリズムについて

水源地域の活性化のために、ダム本体やダム湖を観光資源として活用する取組みが各地で行われているが(右写真)、必ずしも十分に活用されていないのが現状である。そこで、平成19年度より、ダムを中心とした、観光協会・民間観光業者との連携等による観光の促進によって水源地域活性化等を図る森・湖ツーリズムの検討を実施。



ダム湖上の水陸両用バス
(川治ダム)



観光放流 (宮ヶ瀬ダム)

(3)実施手法・手続き等

【水源地域ビジョン】

- ・ビジョンの策定までは活発であった活動が、実施段階で必ずしも活発に活動していないケースがあり、策定後のフォローが必要である。
- ・ビジョン活動が策定後も活発なところでは、地元で活発に活動する人の存在が大きく、人づくりが重要となっている。

【ダム湖の周辺環境整備】

- ・計画にあたっては、利用者にとっての利便性を考慮するほか、環境に対する影響も考慮する必要がある。
- ・地元市町村と管理体制を十分協議しておく必要がある。

(4)まとめ

成果	・水源地域ビジョンにより各種の活動が協力して合理的に進められるようになり、モチベーションの向上につながった。
	・水源地域の自然環境・景観等の保全および改善、環境学習機会の増加、イベント開催・特産品の開発・販売の面で、ビジョンに基づく取り組みが行われるようになってきている。
	・ダム湖活用環境整備事業等による環境整備によりダムの魅力が増し、ダム利用者数の増加に貢献した。
課題	・水源地域ビジョンを策定したものの、資金、人材不足等から水源地域活性化の実施に苦慮しているところもある。
	・水源地域ビジョン活動をさらに推進させるためには、関係者間の連携強化が不可欠であり、そのためのノウハウの蓄積と共有が必要である。
	・ダム湖には、潜在的な可能性(エコツーリズムなど)があり、民間のノウハウ等を活用して更なる地域の活性化を図る必要がある。

小分類「河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全」の評価の視点

評価の視点の整理

河川審議会答申	河川審議会小委員会報告	社会資本整備審議会河川分科会		(小分類) 評価の視点			
「今後の河川環境のあり方について」	「河川を活かした都市の再構築の基本的方向」	「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」	「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について」				
平成7年3月	平成10年9月	平成16年11月	平成18年7月				
生物の多様な生息・生育環境の確保、健全な水循環系の確保、河川と地域の関係の再構築	しっかりとした公共空間の確保、河川空間の特性を活かした河川の整備	治水利水機能の確保及び河川環境に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用の一層の推進	日常的な河川の維持管理、危機管理の観点からみた河川管理				
・生物の生息・生育環境に支障を与える行為の制限	・身近な自然の保全と創出 ・水と緑のネットワーク形成		・自然環境の変化を踏まえ、河川環境の管理目標を検討する	生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川空間管理	河川利用 生活環境に配慮した河川空間の整備と保全		
・散策路等の整備や河川空間の保全による人と川のふれあいの確保	・親水性の確保 ・舟運の利用 ・レクリエーションの利用			人と川のふれあいの確保			
・地域の意向を反映した河川整備の推進	・不法係留対策		・河川や地域の特性を反映した維持管理の実現	地域の意向を反映した河川整備			
・地域活性化を支援する水辺づくりの推進	・都市の中の水辺空間の復活 ・沿川地域と一体となった新たな河川整備 ・にぎわいの創出 ・歴史、風土、文化を活かした河川整備	・河川空間を活用したまちづくり、地域づくりに資する施設		地域の活性化に資する河川整備			
・生物の多様な生息・生育環境の確保				その他	生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全と整備		
・河川水辺の国勢調査の充実			・工事実施に伴う影響予測の高度化	その他	環境のモニタリングと評価		
・健全な水循環系の確保				その他	河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善		
・環境教育の普及		・河川に関する教育及び学習、環境意識の啓発のための施設		その他	河川における環境教育・安全利用の推進		
・地域とのコミュニケーションの充実			・環境分野における地域住民、NPO等との連携・協働	その他	市民連携の推進		

各施策の成果・課題(再掲)

7.河川の空間利用に関する計画(河川環境管理計画)

成果	・許認可事務や河川整備における計画・実施においてゾーニングが利用されている。
	・ゾーニングに基づき、自然環境の保全が進められている。
課題	・自然環境をより積極的に保全していくための手続き、基準づくりの整備が必要。
	・河川利用形態の多様化に即した河川管理を進めるためには、空間管理計画の策定手続きの検討が必要。
	・整備の段階毎に河川の状況は変化するので、整備段階に応じた空間管理を進めることが必要。
	・自然環境を保全するに当たっての目標が明確ではない。
	・維持管理の実効性を上げるに当たっての、関係機関の組織体制がほとんど整備されていない。

各施策の成果・課題(再掲)

8.地域と一体となった空間整備(ふるさとの川整備事業からかわまちづくりへ)

成 果	・空間整備により、河川を中心に人が集まり、住民の自主的な活動が活発化するなど、地域活性化やまちづくりへの貢献が見られる。
	・地域と一体となった空間整備事業は、住民参加の先駆を成すものであり、地域住民や地元自治体と話し合いながら計画を策定するなどして進められてきた。
	・整備された空間は、「まつり・伝統行事」や「自然観察・環境学習」など多様な利活用形態で、地域活性化や地域コミュニティの形成などに役立っている。
	・オープンカフェなどの占用許可の社会実験により、川沿いのまちに賑わいが戻ってきた。
	・事業の実施をきっかけとして、自治体や地元住民が河川の日常的な管理を行うようになり、地域と協働の維持管理に貢献している事例も見られる。
	・事業の経験は、河川の現場の担当者をはじめとする関係者の空間整備に対する意識や能力を向上させた。
課 題	・地域のまちづくりとの連携を重視し、河川区域外も併せ、ソフト対策も含めた地域一体となった取組みを進めていく必要がある。
	・自治体等による河川整備(公園等)と河川管理者による河川整備(基盤)との連携・一体化をより一層図る必要がある。
	・地域と一体となった空間整備については、生態系、景観、歴史・文化等に配慮し総合的に進めていくため、関係者の調整や技術・ノウハウの向上に努める必要がある。
	・地域活性化のためには、地域の住民ニーズを十分に把握しつつ、住民とともに川の魅力を理解していくことが必要である。
	・河川や水辺は、観光等の地域活性化に資する要素を潜在的にもっていると考えられるが、まだ十分に活用できていない。

各施策の成果・課題(再掲)

9.河川環境に配慮した占用許可

成果	・河川法改正を受け、河川の自然環境に配慮を行うようになっており、特に平成11年の河川敷地占用許可準則改正以降、河川敷地占用許可における環境への配慮は着実に進んでいる。
	・河川環境管理基本計画に沿って、環境に配慮した占用許可がなされている。
	・河川敷地の占用許可準則の特例措置は、河川水辺の賑わい創出に貢献することが把握できた。
課題	・河川環境に配慮した占用許可にあたって、具体的な手法や手続きについて検討する必要がある。
	・河川敷地占用許可準則の特例措置の結果を踏まえ、特例措置をより一般に適用すべく検討する必要がある。

10.水面利用の推進・適正化

(1)利用者間の調整(船舶通行方法の指定)

成果	・「河川における船舶の通航方法の指定等についての準則」を通達して以降、水面利用に関する関係者間協議が整った水域においては、船舶の通航方法の指定が行われている。
課題	・河川使用の多様化に伴い、様々な水面利用者が存在することから、関係者の合意形成やルールづくりが困難である。
	・河川管理者は船舶の通航量の推移等を把握しながら、引き続き通航方法の指定について検討を行っていくとともに、指定した通航方法を遵守させるための手法について検討していく必要がある。

各施策の成果・課題(再掲)

(2) 不法係留対策

成 果	・簡易代執行・行政代執行等の適切な規制措置により、着実に不法係留船が減少している。
	・係留・保管施設の整備等により、保管能力が向上し、着実に不法係留船が減少している。
課 題	・適切な規制措置の継続的な実施(重点的撤去区域の拡大、強制的な撤去措置、行政指導を中心とした適切な指導)が必要である。
	・係留・保管能力の一層の向上(保管場所を増やし、放置艇を誘導するための施策の推進)が必要である。
	・保管場所確保の義務化の検討(将来的な導入の可能性について今後も検討)が必要であり、放置艇問題に係る関係者が緊密に連携して検討を進めていく必要がある。

(3) 舟運

成 果	・各地で市民団体や民間会社、河川管理者等の連携による舟運を利用した地域づくりの取り組みがなされている。
	・都市河川を中心として、船着場等の整備により、舟運が定着しつつある。
課 題	・舟運利用の更なる活性化には、交通網体系への組み込み等が必要であり、船着場等と陸上交通のアクセス性の向上、一体的整備が必要である。
	・舟運を推進するに当たり、地域のニーズ等を踏まえ、舟運の役割を明確にしていく必要がある。
	・舟運利用の活性化を図るためには、関係機関の連携を強化していく必要がある。

1.1. 大臣特認制度を活用した河川における文化財保全の取り組み

成 果	・歴史的構造物等を保全しながら改修する技術的手法が整備された。
課 題	・まちおこしや、景観を維持した河川整備として活用するため、制度の認知・浸透を図る必要がある。
	・文化財登録され保全が望まれる構造物が多いことから、大臣特認制度が有効に活用されるための、構造物としての保全技術の開発・向上が必要である。
	・市民連携の面で積極的なPRや合意形成が必要である。

各施策の成果・課題(再掲)

参考 - 6.水源地域の利用・活性化(ダム水源地域ビジョン等)

成果	・水源地域ビジョンにより各種の活動が協力して合理的に進められるようになり、モチベーションの向上につながった。
	・水源地域の自然環境・景観等の保全および改善、環境学習機会の増加、イベント開催・特産品の開発・販売の面で、ビジョンに基づく取り組みが行われるようになってきている。
	・ダム湖活用環境整備事業等による環境整備によりダムの魅力が増し、ダム利用者数の増加に貢献した。
課題	・水源地域ビジョンを策定したものの資金、人材不足等から水源地域活性化の実施に苦慮しているところもある。
	・水源地域ビジョン活動をさらに推進させるためには、関係者間の連携強化が不可欠であり、そのためのノウハウの蓄積と共有が必要である。
	・ダム湖には、潜在的な可能性(エコツーリズムなど)があり、民間のノウハウ等を活用して更なる地域の活性化を図る必要がある。

小分類「河川利用・生活環境に配慮した河川空間の整備と保全」の評価(6)

評価の視点を踏まえた成果 課題の整理

評価の視点	河川の空間利用 (河川環境管理計画)	地域一体となった空間整備	河川環境に配慮した 占用許可	水面利用の推進・適正化	河川における文化財保全	水源地域の利用・活性化
視点1 〔生物の生息・生育・繁殖環境の 保全に配慮した 河川空間管理〕	【成果】 ・ゾーニングに基づき、自然環境の保全が進められている。	【成果】	【成果】 ・河川法改正を受け、河川の自然環境に配慮を行うようになっており、特に平成11年の河川敷地占用許可準則改正以降、河川敷地占用許可における環境への配慮は着実に進んでいる。	【成果】	【成果】	【成果】 ・水源地域の自然環境・景観等の保全および改善、環境学習機会の増加、イベント開催・特産品の開発・販売の面で、ビジョンに基づく取り組みが行われるようになってきている。
	【課題】 ・自然環境をより積極的に保全していくための手続き、基準づくりの整備が必要。 ・自然環境を保全するに当たっての目標が明確ではない。	【課題】	【課題】 ・河川環境に配慮した占用許可にあたって、具体的な手法や手続きについて検討する必要がある。	【課題】	【課題】	【課題】
視点2 〔人と川のふれあいの確保〕	【成果】	【成果】 ・整備された空間は、「まつり・伝統行事」や「自然観察・環境学習」など多様な利用形態で、地域活性化や地域コミュニティの形成などに役立っている。	【成果】 ・河川環境管理基本計画に沿って、環境に配慮した占用許可がなされている。	【成果】 ・都市河川を中心として、船着場等の整備により、舟運が定着しつつある。	【成果】	【成果】 ・水源地域ビジョンにより各種の活動が協力して合理的に進められるようになり、各種活動のモチベーションの向上につながった。 ・ダム湖活用環境整備事業等による環境整備によりダムの魅力が増し、ダム利用者数の増加に貢献した。
	【課題】	【課題】 ・地域と一体となった空間整備については、生態系、景観、歴史・文化等に配慮し総合的に進めていくため、関係者の調整や技術・ノウハウの向上に努める必要がある。	【課題】	【課題】 ・舟運利用の活性化を図るためには、関係機関の連携を強化していく必要がある。	【課題】	【課題】
視点3 〔地域の意向を 反映した河川整備〕	【成果】 ・許認可業務や河川整備における計画・実施においてゾーニングが利用されている。	【成果】 ・地域と一体となった空間整備事業は、住民参加の先駆を成すものであり、地域住民や地元自治体と話し合いながら計画を策定するなどして進められてきた。 ・事業の実施をきっかけとして、自治体や地元住民が河川の日常的な管理を行うようになり、地域と協働の維持管理に貢献している事例も見られる。 ・事業の経験は、河川の現場の担当者をはじめとする関係者の空間整備に対する意識や能力を向上させた。	【成果】	【成果】 ・「河川における船舶の通航方法の指定等」についての準則を通過して以降、水面利用に関する関係者間協議が整った水域においては、船舶の通航方法の指定が行われている。 ・簡易代執行・行政代執行等の適切な規制措置により、着実に不法係留船が減少している。 ・係留・保管施設の整備等により、保管能力が向上し、着実に不法係留船が減少している。	【成果】	【成果】
	【課題】 ・河川利用形態の多様化に即した河川管理を進めるためには、空間管理計画の策定手続きの検討が必要。 ・整備の段階毎に河川の状況は変化するので、整備段階に応じた空間管理を進めることが必要。 ・維持管理の実効性をあげるにあたって、関係機関の組織体制がほとんど整備されていない。	【課題】 ・自治体等による河川整備(公園等)と河川管理者による河川整備(基盤)との連携・一体化をより一層図る必要がある。 ・地域活性化のためには、地域の住民ニーズを十分に把握しつつ、住民とともに川の魅力を理解していくことが必要である。	【課題】 ・河川敷地占用許可準則の特例措置の結果を踏まえ、特例措置をより一般に適用すべく検討する必要がある。	【課題】 ・河川使用の多様化に伴い、様々な水面利用者が存在することから、関係者の合意形成やルールづくりが困難である。 ・河川管理者は船舶の通航量の推移等を把握しながら、引き続き通航方法の指定について検討を行っていくとともに、指定した通航方法を遵守させるための手法について検討していく必要がある。 ・適切な規制措置の継続的な実施(重点的撤去区域の拡大、強制的な撤去措置、行政指導を中心とした適切な指導)が必要である。 ・係留・保管能力の一層の向上(保管場所を増やし、放置艇を誘導するための施策の推進)が必要である。 ・保管場所確保の義務化の検討(将来的な導入の可能性について今後も検討)が必要であり、放置艇問題に係る関係者が緊密に連携して検討を進めていく必要がある。 ・舟運利用の更なる活性化には、交通網体系への組み込み等が必要であり、船着場等と陸上交通のアクセス性の向上、一体的整備が必要である。	【課題】 ・市民連携の面で積極的なPRや合意形成が必要である。	【課題】 ・水源地域ビジョン活動をさらに推進させるためには、関係者間の連携強化が不可欠であり、そのためのノウハウの蓄積と共有が必要である。
視点4 〔地域活性化に 資する河川整備〕	【成果】	【成果】 ・空間整備により、河川を中心に人が集まり、住民の自主的な活動が活発化するなど、地域活性化やまちづくりへの貢献が見られる。 ・オープンカフェなどの占用許可の社会実験により、川沿いのまちに賑わいが戻ってきた。	【成果】 ・河川敷地の占用許可準則の特例措置は、河川水辺の賑わい創出に貢献することが把握された。	【成果】 ・各地で市民団体や民間会社、河川管理者等の連携による舟運を利用した地域づくりの取り組みがなされている。	【成果】 ・歴史的建造物等を保全しながら改修する技術的手法が整備された。	【成果】
	【課題】	【課題】 ・地域のまちづくりとの連携を重視し、河川区域外も併せ、ソフト対策も含めた地域一体となった取組みを進めていく必要がある。 ・地域と一体となった空間整備については、生態系、景観、歴史・文化等に配慮し総合的に進めていくため、関係者の調整や技術・ノウハウの向上に努める必要がある。 ・河川や水辺は、観光等の地域活性化に資する要素を潜在的にもっていると考えられるが、まだ十分に活用できていない。	【課題】	【課題】 ・舟運を進めるにあたり、舟運に係る地域のニーズ等を踏まえ、舟運の役割を明確にしていく必要がある。 ・舟運利用の活性化を図るためには、関係機関の連携を強化していく必要がある。	【課題】 ・まちおこしや、景観を維持した河川整備として活用するため、制度の認知・浸透を図る必要がある。 ・文化財登録され保全が望まれる建造物が多いことから、大臣特認制度が有効に活用されるための、建造物としての保全技術の開発・向上が必要である。	【課題】 ・資金、人材不足等から水源地域ビジョンを策定したものの、水源地域活性化の実施に苦慮しているところもある。 ・ダム湖には、潜在的な可能性(エコツーリズムなど)があり、民間のノウハウを活用して更なる地域の活性化を図る必要がある。

評価の視点を踏まえた成果 課題の整理

評価の視点	評価のまとめ
<p>視点1 (生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川空間管理)</p>	<p>【成果】 河川管理における河川の自然環境や景観への配慮は着実に進んでいる。</p> <p>【課題】 一方、自然環境に関する保全の必要性を決める手続きや目標の水準が明確ではなく、実効性があり具体性をもった河川管理とすべく検討が必要である。</p>
<p>視点2 (人と川のふれあいの確保)</p>	<p>【成果】 河川や水源地域の整備などのハード面、占用許可の社会実験などのソフト面の対応により、人と川のふれあいの場や機会は改善されてきている。これにより、河川を活用した体験活動、まちづくり、観光等の様々な形で、人と川のつながりが強められている。</p> <p>【課題】 課題の残る多自然川づくりや水辺の活動拠点の不足など、整備面でもまだ課題は多い。また、地域の方々の川への関心も十分に高いものとは言えない。人と川のふれあいが高まり、それにより川の魅力がさらに高まっていくよう更に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>視点3 (地域の意向を反映した河川整備)</p>	<p>【成果】 河川の整備に当たって、地方公共団体や地域住民の声を聞き反映させる取組みは、地域毎に様々な形で着実に進んでいる。</p> <p>【課題】 地域の意向を反映させる取組みは様々であり、情報共有や交流などを促進し、協働や連携を更に進めていく必要がある。また、河川が地域にとってより魅力あるものとなるよう、地域の方々と共に川の魅力を理解していくことが必要である。</p>
<p>視点4 (地域活性化に資する河川整備)</p>	<p>【成果】 河川や水源地におけるモデル事業などにより、各地で河川を核にした地域活性化が図れてきた。また、占用許可準則の特例措置等のソフト面による賑わいを取り戻す事例もでてきている。</p> <p>【課題】 水辺が潜在的に持つ、賑わいや観光等の地域活性化に資する要素を見出し、舟運などの地域活動とも連携して、地域における河川の魅力を最大限に引き出すよう取組みを進めていく必要がある。そのために必要とされる制度や連携の仕組みが不十分である。</p>

【その他の課題等】

今後の方向